



# 1 移転促進区域

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
本庁半島地域 <u>いわいだ</u> <u>祝田A地区</u> 祝田地区	<u>2,175</u> m <sup>2</sup> 9,049 <u>(1,649)</u> (5,164)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>4</u> 12	<u>4</u> 12		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深4mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に適切でないと認められるため、防災集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
本庁半島地域 <u>いわいだ</u> <u>祝田B地区</u>	<u>6,189</u> <u>(3,514)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>8</u>	<u>8</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深4mの津波に襲われた。 以下、同上
本庁半島地域 <u>さす</u> <u>佐須A地区</u> 佐須地区	<u>5,824</u> 11,760 <u>(5,248)</u> (10,235)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>18</u> 36	<u>18</u> 36		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲われた。 以下、同上
本庁半島地域 <u>さす</u> <u>佐須B地区</u>	<u>5,273</u> <u>(4,986)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>18</u>	<u>18</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲われた。 以下、同上
本庁半島地域 <u>こたけはま</u> <u>小竹浜A地区</u> 小竹浜地区	<u>5,749</u> 10,435 <u>(5,414)</u> (8,927)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>11</u> 19	<u>11</u> 19		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
本庁半島地域 <u>こたけはま</u> <u>小竹浜B地区</u>	<u>4,536</u> <u>(3,801)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>8</u>	<u>8</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に適切でないと認められるため、防災集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
本庁半島地域 <u>おりのほま</u> <u>折浜A地区</u> 折浜地区	<u>5,085</u> 9,980 <u>(4,026)</u> (7,522)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>10</u> 18	<u>3</u> 5	<u>7</u> 13	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
本庁半島地域 おりのほま <u>折浜B地区</u>	<u>4,342</u> m <sup>2</sup> <u>( 3,288 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>8</u>	<u>2</u>	<u>6</u>	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
本庁半島地域 はまぐりはま <u>蛤浜A地区</u> 蛤浜地区	<u>2,258</u> 5,040 <u>( 2,036 )</u> ( 3,315 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>3</u> 5	<u>3</u> 5		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
本庁半島地域 はまぐりはま <u>蛤浜B地区</u>	<u>2,439</u> <u>( 1,279 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>2</u>	<u>2</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
本庁半島地域 もものうら <u>桃浦A地区</u> 桃浦地区	<u>40,849</u> 57,838 <u>( 33,395 )</u> ( 42,524 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>47</u> 56	<u>47</u> 56		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
本庁半島地域 もものうら <u>桃浦B地区</u>	<u>12,523</u> <u>( 6,708 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>9</u>	<u>9</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適切でないと認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要であ る。
本庁半島地域 つきのうら <u>月浦A地区</u> 月浦地区	<u>8,062</u> 13,783 <u>( 6,598 )</u> ( 10,688 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>18</u> 31	<u>18</u> 31		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
本庁半島地域 つきのうら <u>月浦B地区</u>	<u>4,777</u> <u>( 4,777 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>13</u>	<u>13</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
本庁半島地域 さむらいはま <u>侍浜A地区</u> 侍浜地区	<u>0</u> 583 <u>( )</u> ( 583 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>0</u> 1	<u>0</u> 1		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
本庁半島地域 さむらいはま <u>侍浜B地区</u>	<u>582</u> m <sup>2</sup> (582)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>1</u>	<u>1</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
本庁半島地域 おぎのはま <u>荻浜A地区</u> 荻浜地区	<u>16,525</u> 26,374 (12,866) (21,355)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>23</u> 40	<u>23</u> 40		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲わ れた。 以下、同上
本庁半島地域 おぎのはま <u>荻浜B地区</u>	<u>10,479</u> (9,139)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>17</u>	<u>17</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲わ れた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でないと思われるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要であ る。
本庁半島地域 こづみはま <u>小積浜A地区</u> 小積浜地区	<u>23,090</u> 36,848 (12,848) (19,236)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>9</u> 13	<u>9</u> 13		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲わ れた。 以下、同上
本庁半島地域 こづみはま <u>小積浜B地区</u>	<u>10,382</u> (6,519)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>4</u>	<u>4</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲わ れた。 以下、同上
本庁半島地域 まぎのはま <u>牧浜A地区</u> 牧浜地区	<u>4,682</u> 9,700 (4,682) (9,311)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>7</u> 14	<u>7</u> 14		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に 襲われた。 以下、同上
本庁半島地域 まぎのはま <u>牧浜B地区</u>	<u>5,724</u> (4,629)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>7</u>	<u>7</u>		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に 襲われた。 以下、同上
本庁半島地域 たけのはま <u>竹浜A地区</u> 竹浜地区	<u>4,303</u> 10,493 (3,504) (6,825)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建築してはならない。	<u>5</u> 10	<u>5</u> 10		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深5mの津波に襲わ れた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
本庁半島地域 たけのはま <u>竹浜B地区</u>	<u>4,457</u> m <sup>2</sup> <u>( 3,326 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建築してはならない。	<u>5</u>	<u>5</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深5mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に適当でないと認められるため、防災集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
本庁半島地域 きつねぎきはま <u>狐崎浜B地区</u> 狐崎浜地区	2,452 ( 2,452 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建築してはならない。	2	2		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深5mの津波に襲われた。 以下、同上
本庁半島地域 すだちはま <u>鹿立浜A地区</u> 鹿立浜地区	<u>4,007</u> 11,117 <u>( 3,725 )</u> ( 7,812 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建築してはならない。	<u>5</u> 11	<u>5</u> 11		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
本庁半島地域 すだちはま <u>鹿立浜B地区</u>	<u>6,760</u> <u>( 4,087 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建築してはならない。	<u>6</u>	<u>6</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
本庁半島地域 ふっきょうら <u>福貴浦A地区</u> 福貴浦地区	<u>1,808</u> 18,706 <u>( 1,777 )</u> ( 13,280 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建築してはならない。	<u>4</u> 31	<u>4</u> 31		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲われた。 以下、同上
本庁半島地域 ふっきょうら <u>福貴浦B地区</u>	<u>14,835</u> <u>( 11,387 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建築してはならない。	<u>27</u>	<u>27</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲われた。 以下、同上
河北地域 まがき <u>間垣A地区</u> 間垣地区	<u>29,686</u> 53,856 <u>( 24,408 )</u> ( 29,025 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建築してはならない。	<u>31</u> 40	<u>31</u> 40		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深5mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に適当でないと認められるため、防災集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
河北地域 まがき <u>間垣B地区</u>	<u>13,289</u> <u>( 7,171 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建築してはならない。	<u>9</u>	<u>9</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深5mの津波に襲われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
河北地域 <u>かまや</u> <u>釜谷A地区</u> 釜谷地区	<u>110,499</u> m <sup>2</sup> 131,522 <u>( 79,623 )</u> ( 80,640 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	<u>88</u> 96	<u>88</u> 96		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
河北地域 <u>かまや</u> <u>釜谷B地区</u>	<u>15,879</u> <u>( 7,560 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	<u>8</u>	<u>8</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
河北地域 <u>ながつら</u> <u>長面A地区</u> 長面地区	<u>201,275</u> 219,525 <u>( 104,532 )</u> ( 107,818 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	<u>113</u> 120	<u>113</u> 120		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
河北地域 <u>ながつら</u> <u>長面B地区</u>	<u>13,574</u> <u>( 6,662 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	<u>7</u>	<u>7</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
河北地域 <u>おのさき</u> <u>尾崎A地区</u> 尾崎地区	<u>22,015</u> 45,325 <u>( 20,876 )</u> ( 46,575 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	<u>25</u> 51	<u>25</u> 51		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深5mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に適切でないと認められるため、防災集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
河北地域 <u>おのさき</u> <u>尾崎B地区</u>	<u>22,734</u> <u>( 21,585 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	<u>26</u>	<u>26</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深5mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 <u>なぶり</u> <u>名振A地区</u> 名振地区	<u>39,078</u> 54,794 <u>( 29,207 )</u> ( 36,356 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	<u>54</u> 68	<u>54</u> 68		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 <u>なぶり</u> <u>名振B地区</u>	<u>10,040</u> <u>( 7,506 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	<u>14</u>	<u>14</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
雄勝地域 ふなこし 船越A地区 船越地区	50,537 m <sup>2</sup> 63,249 <u>(47,776)</u> (52,117)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	99 108	99 108		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 ふなこし 船越B地区 船越地区	6,591 <u>(4,341)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	9	9		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 あら 荒A地区 荒地区	554 3,962 <u>(554)</u> (3,962)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	1 6	1 6		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 あら 荒B地区 荒地区	3,408 <u>(3,408)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	5	5		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 おおす 大須A地区 大須地区	2,075 6,528 <u>(2,075)</u> (5,570)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	4 10	4 10		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に 適当でない認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
雄勝地域 おおす 大須B地区 大須地区	4,079 <u>(3,495)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	6	6		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に 適当でない認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
雄勝地域 くまざわ 熊沢A地区 熊沢地区	2,860 6,583 <u>(2,369)</u> (5,994)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	4 11	4 11		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 くまざわ 熊沢B地区 熊沢地区	3,723 <u>(3,625)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	7	7		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mの津波に襲われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
雄勝地域 はぎか <u>羽坂A地区</u> 羽坂地区	<u>2,810</u> m <sup>2</sup> 3,036 <u>(2,810)</u> (2,808)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>6</u> 7	<u>6</u> 7		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
雄勝地域 はぎか <u>羽坂B地区</u>	<u>127</u> <u>(127)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>1</u>	<u>1</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
雄勝地域 くわのはま <u>桑浜A地区</u> 桑浜地区	<u>3,247</u> 6,504 <u>(3,247)</u> (6,437)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>5</u> 10	<u>5</u> 10		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
雄勝地域 くわのはま <u>桑浜B地区</u> 桑浜地区	<u>3,190</u> <u>(3,190)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>5</u>	<u>5</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
雄勝地域 たちはま <u>立浜A地区</u> 立浜地区	<u>11,597</u> 28,552 <u>(10,915)</u> (23,976)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>18</u> 39	<u>18</u> 39		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲 われた。 以下、同上
雄勝地域 たちはま <u>立浜B地区</u> 立浜地区	<u>14,490</u> <u>(13,061)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>21</u>	<u>21</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲 われた。 以下、同上
雄勝地域 おおはま <u>大浜A地区</u> 大浜地区	<u>16,870</u> 28,494 <u>(14,400)</u> (22,965)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>20</u> 32	<u>20</u> 32		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深19mの津波に襲 われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でないと認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
雄勝地域 おおはま <u>大浜B地区</u> 大浜地区	<u>10,240</u> <u>(9,106)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>12</u>	<u>12</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深19mの津波に襲 われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でないと認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
雄勝地域 おじま 小島A地区 小島地区	14,605 m <sup>2</sup> 17,103 <u>( 11,905 )</u> ( 13,127 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>22</u> 24	<u>22</u> 24		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 おじま 小島B地区 小島地区	<u>1,394</u> <u>( 1,222 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>2</u>	<u>2</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 みょうじん 明神A地区 明神地区	<u>32,245</u> 36,200 <u>( 27,431 )</u> ( 29,547 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>45</u> 48	<u>45</u> 48		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 みょうじん 明神B地区 明神地区	<u>2,450</u> <u>( 2,116 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>3</u>	<u>3</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 いせはた ちょうめ 伊勢畑 (丁目) A地区 伊勢畑 (丁目) 地区	<u>2,198</u> 2,201 ( 1,659 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	5	5		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 いせはたあざ 伊勢畑字A地区 伊勢畑字地区	<u>33,926</u> 39,695 <u>( 29,515 )</u> ( 32,374 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>100</u> 111	<u>100</u> 111		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 いせはたあざ 伊勢畑字B地区	<u>4,267</u> <u>( 3,091 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>11</u>	<u>11</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に襲われた。 以下、同上
雄勝地域 しもおがつ ちょうめ 下雄勝 (丁目) A地区 下雄勝 (丁目) 地区	<u>33,222</u> 43,752 <u>( 28,057 )</u> ( 33,305 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>65</u> 82	<u>65</u> 82		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に相当でないと思われるため、防災集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
雄勝地域 しもおがつ ちょうめ 下雄勝(丁目) B地区	8,465 m <sup>2</sup> (7,220)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	17	17		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 しもおがつあざ 下雄勝字 A地区 下雄勝字地区	6,354 7,945 (4,907) (5,432)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	9 10	9 10		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 しもおがつあざ 下雄勝字 B地区 下雄勝字地区	1,208 (525)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	1	1		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 かみおがつ ちょうめ 上雄勝(丁目) A地区 上雄勝(丁目)地区	35,050 40,119 (26,578) (29,609)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	84 95	84 95		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 かみおがつ ちょうめ 上雄勝(丁目) B地区	3,907 (3,458)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	11	11		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 かみおがつあざ 上雄勝字 A地区 上雄勝字地区	9,522 13,765 (7,424) (10,813)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	5 8	5 8		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 かみおがつあざ 上雄勝字 B地区	3,953 (3,953)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	3	3		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でない認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
雄勝地域 こぶち 小淵 A地区 小淵地区	33,497 35,539 (22,449) (23,261)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	46 48	46 48		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
雄勝地域 こぶち 小湊B地区	1,506 m <sup>2</sup> (812)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	2	2		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 みそさく 味噌作A地区 味噌作地区	48,778 68,864 (33,656) (43,007)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	56 79	56 79		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 みそさく 味噌作B地区	19,462 (13,460)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	23	23		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 おりした 折下A地区 折下地区	3,661 8,592 (3,661) (3,660)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	5 11	5 11		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 おりした 折下B地区	4,626 (4,626)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	6	6		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でないと思われるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要であ る。
雄勝地域 てら 寺A地区 寺地区	15,410 19,290 (8,670) (11,738)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	14 19	14 19		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 てら 寺B地区	3,514 (3,068)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	5	5		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 ふなと 船戸A地区 船戸地区	25,447 35,134 (16,105) (20,111)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	36 46	36 46		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
雄勝地域 ふなと 船戸B地区	8,928 m <sup>2</sup> (4,207)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	10	10		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深15.5mの津波に 襲われた。 以下、同上
雄勝地域 からくわ 唐桑A地区 唐桑地区	16,898 18,810 (15,856) (17,129)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	18 19	18 19		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深12mの津波に襲 われた。 以下、同上
雄勝地域 からくわ 唐桑B地区 唐桑地区	1,273 (1,273)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	1	1		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深12mの津波に襲 われた。 以下、同上
雄勝地域 みずはま 水浜A地区 水浜地区	43,899 59,737 (38,110) (48,357)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	81 106	81 106		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲 われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でないと認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要であ る。
雄勝地域 みずはま 水浜B地区	13,082 (11,490)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	25	25		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲 われた。 以下、同上
雄勝地域 わけはま 分浜A地区 分浜地区	18,760 22,441 (15,482) (17,221)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	36 41	36 41		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
雄勝地域 わけはま 分浜B地区	2,463 (1,936)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	5	5		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深10mの津波に襲 われた。 以下、同上
雄勝地域 なみいた 波板A地区 波板地区	7,514 9,724 (5,070) (6,926)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	11 15	11 15		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲 われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
雄勝地域 なみいた 波板B地区 波板地区	<u>2,210</u> m <sup>2</sup> <u>(1,856)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>4</u>	<u>4</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 こたき 小滝A地区 小滝地区	<u>0</u> 538 <u>( )</u> ( 538 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>0</u> 1	<u>0</u> 1		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深12mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 こたき 小滝B地区 小滝地区	<u>538</u> <u>( 538 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>1</u>	<u>1</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深12mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 おおさし 大指A地区 大指地区	<u>2,762</u> 12,748 <u>( 2,505 )</u> ( 10,339 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>2</u> 10	<u>2</u> 10		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲わ れた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適切でないと認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
北上地域 おおさし 大指B地区 大指地区	<u>8,563</u> <u>( 7,834 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>8</u>	<u>8</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲わ れた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適切でないと認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
北上地域 こざし 小指A地区 小指地区	<u>2,947</u> 16,884 <u>( 2,124 )</u> ( 12,718 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>3</u> 19	<u>3</u> 19		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 こざし 小指B地区	<u>13,532</u> <u>(10,594)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>16</u>	<u>16</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 あいかわ 相川A地区 相川地区	<u>39,327</u> 58,593 <u>( 28,716 )</u> ( 37,810 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>35</u> 46	<u>35</u> 46		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲 われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
北上地域 あいかわ 相川B地区	14,136 m <sup>2</sup> (9,094)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	11	11		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 こどもり 小泊A地区 小泊地区	5,008 9,407 (4,953) (9,090)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	4 8	4 8		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深12mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 こどもり 小泊B地区 小泊地区	4,137 (4,137)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	4	4		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深12mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 おおむろ 大室A地区 大室地区	12,410 32,486 (11,620) (27,255)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	20 46	20 46		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深12mの津波に襲 われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でない認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
北上地域 おおむろ 大室B地区 大室地区	18,264 (15,635)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	26	26		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深12mの津波に襲 われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でない認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
北上地域 こむろ 小室A地区 小室地区	7,882 17,813 (7,218) (12,900)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	10 19	10 19		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深9mの津波に襲わ れた。 以下、同上
北上地域 こむろ 小室B地区	7,875 (6,463)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	9	9		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深9mの津波に襲わ れた。 以下、同上
北上地域 しらはま 白浜A地区 白浜地区	23,020 36,549 (18,277) (23,792)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	22 30	22 30		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲 われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
北上地域 しらはま <u>白浜B地区</u>	<u>8,780</u> m <sup>2</sup> <u>( 6,836 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>8</u>	<u>8</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 ながしおや <u>長塩谷A地区</u> 長塩谷地区	<u>20,291</u> 24,051 <u>( 13,492 )</u> ( 15,999 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>17</u> 20	<u>17</u> 20		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 ながしおや <u>長塩谷B地区</u> 長塩谷地区	<u>2,990</u> <u>( 2,507 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>3</u>	<u>3</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 たてがみ <u>立神A地区</u> 立神地区	<u>16,189</u> 24,412 <u>( 13,541 )</u> ( 17,431 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>18</u> 24	<u>18</u> 24		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深9mの津波に襲わ れた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でないと認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要であ る。
北上地域 たてがみ <u>立神B地区</u>	<u>5,826</u> <u>( 4,803 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>6</u>	<u>6</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深9mの津波に襲わ れた。 以下、同上
北上地域 つきはま <u>月浜A地区</u> 月浜地区	<u>34,532</u> 65,157 <u>( 27,846 )</u> ( 34,048 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>40</u> 70	<u>40</u> 70		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 つきはま <u>月浜B地区</u>	<u>27,299</u> <u>( 21,221 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>30</u>	<u>30</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深11mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 よしはま <u>吉浜A地区</u> 吉浜地区	<u>46,914</u> 54,795 <u>( 35,091 )</u> ( 39,901 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>33</u> 37	<u>33</u> 37		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深4mの津波に襲わ れた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
北上地域 よしほ 吉浜B地区 吉浜地区	<u>5,444</u> m <sup>2</sup> <u>(4,810)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>4</u>	<u>4</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深4mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 おっぱ 追波A地区 追波地区	<u>75,232</u> 94,367 <u>(55,865)</u> (61,225)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>57</u> 63	<u>57</u> 63		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲わ れた。 以下、同上
北上地域 おっぱ 追波B地区 追波地区	<u>12,935</u> <u>(5,360)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>6</u>	<u>6</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲わ れた。 以下、同上
北上地域 にちようやち 二丁谷地A地区 二丁谷地地区	<u>17,110</u> 18,036 <u>(15,730)</u> (16,344)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>18</u> 19	<u>18</u> 19		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mの津波に襲わ れた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でない認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要であ る。
北上地域 にちようやち 二丁谷地B地区 二丁谷地地区	<u>614</u> <u>(614)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>1</u>	<u>1</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mの津波に襲わ れた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でない認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要であ る。
北上地域 かまやざき 釜谷崎A地区 釜谷崎地区	<u>27,396</u> 33,161 <u>(18,669)</u> (23,942)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>13</u> 17	<u>13</u> 17		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mの津波に襲わ れた。 以下、同上
北上地域 かまやざき 釜谷崎B地区	<u>5,273</u> <u>(5,273)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>4</u>	<u>4</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mの津波に襲わ れた。 以下、同上
北上地域 はしうらおおす・ぎょうにんまえ 橋浦大須・行人前A地区 橋浦大須・行人前地区	<u>5,359</u> 7,754 <u>(5,359)</u> (6,872)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>5</u> 7	<u>5</u> 7		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mの津波に襲わ れた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
北上地域 はしうらおおす・ぎょうにんまえ 橋浦大須・行人前B地区 橋浦大須・行人前地区	<u>2,395</u> m <sup>2</sup> <u>(1,513)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>2</u>	<u>2</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深3mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 おながわ 女川A地区 女川地区	<u>0</u> 975 <u>( )</u> (975)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>0</u> 1	<u>0</u> 1		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深2mの津波に襲 われた。 以下、同上
北上地域 おながわ 女川B地区 女川地区	<u>975</u> <u>(975)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>1</u>	<u>1</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深2mの津波に襲 われた。 以下、同上
牡鹿地域 こあみくらはま・しみずだはま 小網倉浜・清水田浜A地区 小網倉浜・清水田浜地区	<u>24,022</u> 39,466 <u>(17,793)</u> (28,185)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>30</u> 47	<u>30</u> 47		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲 われた。 以下、同上
牡鹿地域 こあみくらはま・しみずだはま 小網倉浜・清水田浜B地区	<u>13,001</u> <u>(10,391)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>17</u>	<u>17</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲 われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でないと思われるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要であ る。
牡鹿地域 おおはらはま 大原浜A地区 大原浜地区	<u>29,332</u> 44,358 <u>(20,402)</u> (29,598)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>30</u> 41	<u>30</u> 41		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲 われた。 以下、同上
牡鹿地域 おおはらはま 大原浜B地区	<u>10,679</u> <u>(7,883)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>11</u>	<u>11</u>		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲 われた。 以下、同上
牡鹿地域 きゅうぶんはま 給分浜A地区 給分浜地区	<u>14,844</u> 39,194 <u>(10,093)</u> (27,273)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>14</u> 38	<u>14</u> 38		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲 われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
牡鹿地域 きゅうぶんはま <u>給分浜B地区</u>	<u>22,888</u> m <sup>2</sup> <u>( 17,179 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>24</u>	<u>24</u>		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲 われた。 以下、同上
牡鹿地域 こぶちはま <u>小湊浜A地区</u> 小湊浜地区	<u>18,394</u> 77,866 <u>( 13,204 )</u> ( 56,417 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>26</u> 114	<u>26</u> 114		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲 われた。 以下、同上
牡鹿地域 こぶちはま <u>小湊浜B地区</u>	<u>52,035</u> <u>( 44,105 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>88</u>	<u>88</u>		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲 われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える 危険性があり、住民の居住に適当でない認められるため、防災 集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要であ る。
牡鹿地域 くぐりはま <u>十八成浜A地区</u> 十八成浜地区	<u>58,396</u> 69,295 <u>( 36,096 )</u> ( 40,253 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>60</u> 65	<u>60</u> 65		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲 われた。 以下、同上
牡鹿地域 くぐりはま <u>十八成浜B地区</u>	<u>2,930</u> <u>( 2,930 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>5</u>	<u>5</u>		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲 われた。 以下、同上
牡鹿地域 あゆかわはま <u>鮎川浜A地区</u> 鮎川浜地区	<u>98,704</u> 140,691 <u>( 67,340 )</u> ( 81,970 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>163</u> 202	<u>163</u> 202		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲 われた。 以下、同上
牡鹿地域 あゆかわはま <u>鮎川浜B地区</u>	<u>25,315</u> <u>( 15,945 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>39</u>	<u>39</u>		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深7mの津波に襲 われた。 以下、同上
牡鹿地域 とまりはま <u>泊浜A地区</u> 泊浜地区	<u>1,521</u> 6,376 <u>( 1,305 )</u> ( 5,081 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>5</u> 18	<u>5</u> 18		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に 襲われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
牡鹿地域 とまりはま <u>泊浜B地区</u>	<u>4,236</u> m <sup>2</sup> <u>( 3,776 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>13</u>	<u>13</u>		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に適当でないと認められるため、防災集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
牡鹿地域 やがわはま <u>谷川浜A地区</u> 谷川浜地区	<u>28,385</u> 57,642 <u>( 23,771 )</u> ( 38,213 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>24</u> 40	<u>24</u> 40		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲われた。 以下、同上
牡鹿地域 やがわはま <u>谷川浜B地区</u>	<u>27,984</u> <u>( 14,983 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>16</u>	<u>16</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲われた。 以下、同上
牡鹿地域 いわいのはま <u>祝浜A地区</u> 祝浜地区	<u>13,074</u> 14,346 <u>( 7,353 )</u> ( 7,576 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	7	7		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲われた。 以下、同上
牡鹿地域 いわいのはま <u>祝浜B地区</u>	<u>(0)</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>0</u>	<u>0</u>		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲われた。 以下、同上
牡鹿地域 おおやがわはま <u>大谷川浜A地区</u> 大谷川浜地区	<u>16,576</u> 30,429 <u>( 12,332 )</u> ( 17,935 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>17</u> 23	<u>17</u> 23		当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲われた。 以下、同上
牡鹿地域 おおやがわはま <u>大谷川浜B地区</u>	<u>8,439</u> <u>( 4,607 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>6</u>	<u>6</u>		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に適当でないと認められるため、防災集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
牡鹿地域 さめのうら <u>鮫浦A地区</u> 鮫浦地区	<u>9,624</u> 33,444 <u>( 6,413 )</u> ( 22,232 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>7</u> 25	<u>7</u> 25		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深5mの津波に襲われた。 以下、同上

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
牡鹿地域 さめのうら <u>鮫浦B地区</u>	<u>23,156</u> m <sup>2</sup> <u>( 15,820 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>18</u> 戸	<u>18</u> 戸	半壊戸数 戸	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深5mの津波に襲われた。 以下、同上
牡鹿地域 まえあみはま <u>前網浜A地区</u> 前網浜地区	<u>1,285</u> 7,814 <u>( 888 )</u> ( 5,383 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>2</u> 15	<u>2</u> 14	<u>0</u> 1	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深5mの津波に襲われた。 以下、同上
牡鹿地域 まえあみはま <u>前網浜B地区</u>	<u>5,415</u> <u>( 4,494 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>13</u>	<u>12</u>	<u>1</u>	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深5mの津波に襲われた。 以下、同上
牡鹿地域 よりいそはま <u>寄磯浜A地区</u> 寄磯浜地区	<u>1,045</u> 14,943 <u>( 933 )</u> ( 8,230 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>3</u> 25	<u>3</u> 25		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲われた。 以下、同上
牡鹿地域 よりいそはま <u>寄磯浜B地区</u>	<u>13,236</u> <u>( 7,257 )</u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>22</u>	<u>22</u>		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水深13mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に適切でないと認められるため、防災集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
みなみはまちくえーいき <u>南浜地区A区域A地区</u> 南浜地区A区域	<u>          </u> <u>          </u>	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>          </u>	<u>          </u>		当該地区は、東北地方太平洋沖地震による津波を受け、市街地全域が浸水し建物の大半は全壊・流失、地盤沈下も起こっており、安心して安全な住民生活に多大な影響を与える危険性があることから、住民の居住に適切でないと認められるため、災害危険区域を指定するとともに、防災集団移転促進事業を実施し、地区住民の移転を行う必要がある。
みなみはまちくえーいき <u>南浜地区A区域B地区</u> 南浜地区A区域	<u>2,203</u> 253 <u>( 2,203 )</u> ( 108 )	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に 供する施設を建設してはならない。	<u>2</u> 1	<u>2</u> 1		当該地区は、東北地方太平洋沖地震による津波を受け、市街地全域が浸水し建物の大半は全壊・流失、地盤沈下も起こっており、安心して安全な住民生活に多大な影響を与える危険性があることから、住民の居住に適切でないと認められるため、災害危険区域を指定するとともに、防災集団移転促進事業を実施し、地区住民の移転を行う必要がある。

移 転 促 進 区 域 名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
計	$\frac{2,301,002}{2,448,842}$ $\frac{(1,701,428)}{(1,660,381)}$ <small>m<sup>2</sup></small>		$\frac{2,763}{2,762}$ <small>戸</small>	$\frac{2,749}{2,748}$ <small>戸</small>	14 <small>戸</small>	

- (注)
- 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。
  - 2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。
  - 3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。
  - 4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。
  - 5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。  
 (位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。  
 (区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。  
 宅地（住宅敷地） ……赤（公有地の場合は赤斜線）  
 宅地（住宅敷地以外） ……青（公有地の場合は青斜線）  
 農地 ……緑（公有地の場合は緑斜線）

## 2 移転促進区域内にある住居の数等

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
本庁半島地域 <u>祝田A地区</u> 祝田地区	<u>4</u> 12	<u>(2)</u> (6) <u>4</u> 12	<u>4</u> 12	<u>(2)</u> (6) <u>4</u> 12	<u>13</u> 36	<u>(5)</u> (14) <u>13</u> 36	
本庁半島地域 <u>祝田B地区</u>	<u>8</u>	<u>(4)</u> <u>8</u>	<u>8</u>	<u>(4)</u> <u>8</u>	<u>23</u>	<u>(9)</u> <u>23</u>	
本庁半島地域 <u>佐須A地区</u> 佐須地区	<u>18</u> 36	<u>(8)</u> (15) <u>18</u> 36	<u>19</u> 38	<u>(8)</u> (15) <u>19</u> 38	<u>59</u> 115	<u>(22)</u> (42) <u>59</u> 115	
本庁半島地域 <u>佐須B地区</u>	<u>18</u>	<u>(7)</u> <u>18</u>	<u>19</u>	<u>(7)</u> <u>19</u>	<u>56</u>	<u>(20)</u> <u>56</u>	
本庁半島地域 <u>小竹浜A地区</u> 小竹浜地区	<u>11</u> 19	<u>(4)</u> (6) <u>11</u> 19	<u>12</u> 21	<u>(4)</u> (6) <u>12</u> 21	<u>26</u> 44	<u>(8)</u> (13) <u>26</u> 44	
本庁半島地域 <u>小竹浜B地区</u>	<u>8</u>	<u>(2)</u> <u>8</u>	<u>9</u>	<u>(2)</u> <u>9</u>	<u>18</u>	<u>(5)</u> <u>18</u>	
本庁半島地域 <u>折浜A地区</u> 折浜地区	<u>10</u> 18	<u>(6)</u> (11) <u>10</u> 18	<u>12</u> 21	<u>(6)</u> (11) <u>12</u> 21	<u>31</u> 56	<u>(15)</u> (28) <u>31</u> 56	
本庁半島地域 <u>折浜B地区</u>	<u>8</u>	<u>(5)</u> <u>8</u>	<u>9</u>	<u>(5)</u> <u>9</u>	<u>25</u>	<u>(13)</u> <u>25</u>	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
本庁半島地域 <u>蛤浜A地区</u> 蛤浜地区	<u>3</u> 5	(1) <u>3</u> 5	<u>3</u> 5	(1) <u>3</u> 5	<u>7</u> 12	(2) <u>7</u> 12	
本庁半島地域 <u>蛤浜B地区</u>	<u>2</u>	(0) <u>2</u>	<u>2</u>	(0) <u>2</u>	<u>5</u>	(0) <u>5</u>	
本庁半島地域 <u>桃浦A地区</u> 桃浦地区	<u>47</u> 56	(4) (5) <u>47</u> 56	<u>49</u> 59	(4) (5) <u>49</u> 59	<u>123</u> 148	(7) (9) <u>123</u> 148	
本庁半島地域 <u>桃浦B地区</u>	<u>9</u>	(1) <u>9</u>	<u>10</u>	(1) <u>10</u>	<u>25</u>	(2) <u>25</u>	
本庁半島地域 <u>月浦A地区</u> 月浦地区	<u>18</u> 31	(5) (8) <u>18</u> 31	<u>19</u> 34	(5) (8) <u>19</u> 34	<u>54</u> 93	(12) (21) <u>54</u> 93	
本庁半島地域 <u>月浦B地区</u>	<u>13</u>	(3) <u>13</u>	<u>15</u>	(3) <u>15</u>	<u>39</u>	(9) <u>39</u>	
本庁半島地域 <u>侍浜A地区</u> 侍浜地区	<u>0</u> 1	(0) <u>0</u> 1	<u>0</u> 2	(0) <u>0</u> 2	<u>0</u> 8	(0) <u>0</u> 8	
本庁半島地域 <u>侍浜B地区</u>	<u>1</u>	(0) <u>1</u>	<u>2</u>	(0) <u>2</u>	<u>8</u>	(0) <u>8</u>	
本庁半島地域 <u>荻浜A地区</u> 荻浜地区	<u>23</u> 40	(8) (13) <u>23</u> 40	<u>28</u> 48	(8) (13) <u>28</u> 48	<u>77</u> 131	(22) (38) <u>77</u> 131	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
本庁半島地域 <u>荻浜B地区</u>	<u>17</u>	<u>(5)</u> 17	<u>20</u>	<u>(5)</u> 20	<u>54</u>	<u>(16)</u> 54	
本庁半島地域 <u>小積浜A地区</u> 小積浜地区	<u>9</u> 13	(0) <u>9</u> 13	<u>9</u> 13	(0) <u>9</u> 13	<u>27</u> 37	(0) <u>27</u> 37	
本庁半島地域 <u>小積浜B地区</u>	<u>4</u>	(0) <u>4</u>	<u>4</u>	(0) <u>4</u>	<u>10</u>	(0) <u>10</u>	
本庁半島地域 <u>牧浜A地区</u> 牧浜地区	<u>7</u> 14	<u>(6)</u> (12) <u>7</u> 14	<u>9</u> 18	<u>(6)</u> (12) <u>9</u> 18	<u>25</u> 49	<u>(19)</u> (38) <u>25</u> 49	
本庁半島地域 <u>牧浜B地区</u>	<u>7</u>	<u>(6)</u> 7	<u>9</u>	<u>(6)</u> 9	<u>24</u>	<u>(19)</u> 24	
本庁半島地域 <u>竹浜A地区</u> 竹浜地区	<u>5</u> 10	<u>(3)</u> (5) <u>5</u> 10	<u>5</u> 10	<u>(3)</u> (5) <u>5</u> 10	<u>18</u> 36	<u>(12)</u> (23) <u>18</u> 36	
本庁半島地域 <u>竹浜B地区</u>	<u>5</u>	<u>(2)</u> 5	<u>5</u>	<u>(2)</u> 5	<u>18</u>	<u>(11)</u> 18	
本庁半島地域 <u>狐崎浜B地区</u> 狐崎浜地区	2	(0) 2	2	(0) 2	10	(0) 10	
本庁半島地域 <u>鹿立浜A地区</u> 鹿立浜地区	<u>5</u> 11	<u>(5)</u> (10) <u>5</u> 11	<u>6</u> 12	<u>(5)</u> (10) <u>6</u> 12	<u>21</u> 45	<u>(19)</u> (39) <u>21</u> 45	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
本庁半島地域 鹿立浜B地区	<u>6</u>	<u>(5)</u> 6	<u>6</u>	<u>(5)</u> 6	<u>24</u>	<u>(20)</u> 24	
本庁半島地域 福貴浦A地区 福貴浦地区	<u>4</u> 31	<u>(3)</u> (21) 4 31	<u>4</u> 31	<u>(3)</u> (21) 4 31	<u>16</u> 120	<u>(10)</u> (73) 16 120	
本庁半島地域 福貴浦B地区	<u>27</u>	<u>(18)</u> 27	<u>27</u>	<u>(18)</u> 27	<u>104</u>	<u>(63)</u> 104	
河北地域 間垣A地区 間垣地区	<u>31</u> 40	<u>(16)</u> (21) 31 40	<u>34</u> 44	<u>(16)</u> (21) 34 44	<u>110</u> 142	<u>(43)</u> (56) 110 142	
河北地域 間垣B地区	<u>9</u>	<u>(5)</u> 9	<u>10</u>	<u>(5)</u> 10	<u>32</u>	<u>(13)</u> 32	
河北地域 釜谷A地区 釜谷地区	<u>88</u> 96	<u>(37)</u> (40) 88 96	<u>98</u> 107	<u>(37)</u> (40) 98 107	<u>324</u> 355	<u>(93)</u> (102) 324 355	
河北地域 釜谷B地区	<u>8</u>	<u>(3)</u> 8	<u>9</u>	<u>(3)</u> 9	<u>31</u>	<u>(9)</u> 31	
河北地域 長面A地区 長面地区	<u>113</u> 120	<u>(57)</u> (61) 113 120	<u>126</u> 134	<u>(57)</u> (61) 126 134	<u>427</u> 454	<u>(178)</u> (189) 427 454	
河北地域 長面B地区	<u>7</u>	<u>(4)</u> 7	<u>8</u>	<u>(4)</u> 8	<u>27</u>	<u>(11)</u> 27	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
河北地域 尾崎A地区 尾崎地区	<u>25</u> 51	<u>(16)</u> (32) <u>25</u> 51	<u>27</u> 55	<u>(16)</u> (32) <u>27</u> 55	<u>86</u> 174	<u>(45)</u> (92) <u>86</u> 174	
河北地域 尾崎B地区	<u>26</u>	<u>(16)</u> <u>26</u>	<u>28</u>	<u>(16)</u> <u>28</u>	<u>88</u>	<u>(47)</u> <u>88</u>	
雄勝地域 名振A地区 名振地区	<u>54</u> 68	<u>(26)</u> (33) <u>54</u> 68	<u>56</u> 70	<u>(26)</u> (33) <u>56</u> 70	<u>133</u> 167	<u>(49)</u> (62) <u>133</u> 167	
雄勝地域 名振B地区	<u>14</u>	<u>(7)</u> <u>14</u>	<u>14</u>	<u>(7)</u> <u>14</u>	<u>34</u>	<u>(13)</u> <u>34</u>	
雄勝地域 船越A地区 船越地区	<u>99</u> 108	<u>(44)</u> (48) <u>99</u> 108	<u>104</u> 113	<u>(44)</u> (48) <u>104</u> 113	<u>269</u> 293	<u>(93)</u> (101) <u>269</u> 293	
雄勝地域 船越B地区 船越地区	<u>9</u>	<u>(4)</u> <u>9</u>	<u>9</u>	<u>(4)</u> <u>9</u>	<u>24</u>	<u>(8)</u> <u>24</u>	
雄勝地域 荒A地区 荒地区	<u>1</u> 6	(0) <u>1</u> 6	<u>1</u> 6	(0) <u>1</u> 6	<u>3</u> 22	(0) <u>3</u> 22	
雄勝地域 荒B地区 荒地区	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	
雄勝地域 大須A地区 大須地区	<u>4</u> 10	<u>(1)</u> (4) <u>4</u> 10	<u>4</u> 10	<u>(1)</u> (4) <u>4</u> 10	<u>11</u> 29	<u>(3)</u> (8) <u>11</u> 29	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
雄勝地域 大須B地区 大須地区	<u>6</u>	<u>(3)</u> 6	<u>6</u>	<u>(3)</u> 6	<u>18</u>	<u>(5)</u> 18	
雄勝地域 熊沢A地区 熊沢地区	<u>4</u> 11	<u>(2)</u> (4) 4 11	<u>4</u> 11	<u>(2)</u> (4) 4 11	<u>15</u> 39	<u>(3)</u> (8) 15 39	
雄勝地域 熊沢B地区 熊沢地区	<u>7</u>	<u>(2)</u> 7	<u>7</u>	<u>(2)</u> 7	<u>24</u>	<u>(5)</u> 24	
雄勝地域 羽坂A地区 羽坂地区	<u>6</u> 7	(1) 6 7	<u>6</u> 7	(1) 6 7	<u>20</u> 21	(3) 20 21	
雄勝地域 羽坂B地区	<u>1</u>	<u>(0)</u> 1	<u>1</u>	<u>(0)</u> 1	<u>1</u>	<u>(0)</u> 1	
雄勝地域 桑浜A地区 桑浜地区	<u>5</u> 10	<u>(4)</u> (7) 5 10	<u>5</u> 10	<u>(4)</u> (7) 5 10	<u>15</u> 29	<u>(12)</u> (23) 15 29	
雄勝地域 桑浜B地区 桑浜地区	<u>5</u>	<u>(3)</u> 5	<u>5</u>	<u>(3)</u> 5	<u>14</u>	<u>(11)</u> 14	
雄勝地域 立浜A地区 立浜地区	<u>18</u> 39	<u>(7)</u> (16) 18 39	<u>18</u> 39	<u>(7)</u> (16) 18 39	<u>55</u> 121	<u>(31)</u> (67) 55 121	
雄勝地域 立浜B地区 立浜地区	<u>21</u>	<u>(9)</u> 21	<u>21</u>	<u>(9)</u> 21	<u>66</u>	<u>(36)</u> 66	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
雄勝地域 大浜A地区 大浜地区	<u>20</u> 32	<u>(7)</u> (11) <u>20</u> 32	<u>20</u> 33	<u>(7)</u> (11) <u>20</u> 33	<u>53</u> 86	<u>(25)</u> (41) <u>53</u> 86	
雄勝地域 大浜B地区 大浜地区	<u>12</u>	<u>(4)</u> <u>12</u>	<u>13</u>	<u>(4)</u> <u>13</u>	<u>33</u>	<u>(16)</u> <u>33</u>	
雄勝地域 小島A地区 小島地区	<u>22</u> 24	<u>(13)</u> (14) <u>22</u> 24	<u>22</u> 24	<u>(13)</u> (14) <u>22</u> 24	<u>59</u> 65	<u>(32)</u> (35) <u>59</u> 65	
雄勝地域 小島B地区 小島地区	<u>2</u>	<u>(1)</u> <u>2</u>	<u>2</u>	<u>(1)</u> <u>2</u>	<u>6</u>	<u>(3)</u> <u>6</u>	
雄勝地域 明神A地区 明神地区	<u>45</u> 48	<u>(22)</u> (24) <u>45</u> 48	<u>47</u> 51	<u>(22)</u> (24) <u>47</u> 51	<u>139</u> 150	<u>(47)</u> (51) <u>139</u> 150	
雄勝地域 明神B地区 明神地区	<u>3</u>	<u>(2)</u> <u>3</u>	<u>4</u>	<u>(2)</u> <u>4</u>	<u>11</u>	<u>(4)</u> <u>11</u>	
雄勝地域 伊勢畑(丁目)A地区 伊勢畑(丁目)地区	5	(2) 5	5	(2) 5	17	(5) 17	
雄勝地域 伊勢畑字A地区 伊勢畑字地区	<u>100</u> 111	<u>(24)</u> (26) <u>100</u> 111	<u>106</u> 117	<u>(24)</u> (26) <u>106</u> 117	<u>274</u> 303	<u>(61)</u> (67) <u>274</u> 303	
雄勝地域 伊勢畑字B地区	<u>11</u>	<u>(2)</u> <u>11</u>	<u>11</u>	<u>(2)</u> <u>11</u>	<u>29</u>	<u>(6)</u> <u>29</u>	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
雄勝地域 下雄勝（丁目）A地区 下雄勝（丁目）地区	<u>65</u> 82	<u>(18)</u> (23) <u>65</u> 82	<u>78</u> 98	<u>(18)</u> (23) <u>78</u> 98	<u>204</u> 257	<u>(46)</u> (58) <u>204</u> 257	
雄勝地域 下雄勝（丁目）B地区	<u>17</u>	<u>(5)</u> <u>17</u>	<u>20</u>	<u>(5)</u> <u>20</u>	<u>53</u>	<u>(12)</u> <u>53</u>	
雄勝地域 下雄勝字A地区 下雄勝字地区	<u>9</u> 10	(5) <u>9</u> 10	<u>11</u> 12	(5) <u>11</u> 12	<u>31</u> 34	(14) <u>31</u> 34	
雄勝地域 下雄勝字B地区 下雄勝字地区	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	
雄勝地域 上雄勝（丁目）A地区 上雄勝（丁目）地区	<u>84</u> 95	<u>(28)</u> (32) <u>84</u> 95	<u>90</u> 102	<u>(28)</u> (32) <u>90</u> 102	<u>257</u> 290	<u>(70)</u> (79) <u>257</u> 290	
雄勝地域 上雄勝（丁目）B地区	<u>11</u>	<u>(4)</u> <u>11</u>	<u>12</u>	<u>(4)</u> <u>12</u>	<u>33</u>	<u>(9)</u> <u>33</u>	
雄勝地域 上雄勝字A地区 上雄勝字地区	<u>5</u> 8	(1) <u>5</u> 8	<u>8</u> 13	(1) <u>8</u> 13	<u>11</u> 17	(6) <u>11</u> 17	
雄勝地域 上雄勝字B地区	<u>3</u>	<u>(0)</u> <u>3</u>	<u>5</u>	<u>(0)</u> <u>5</u>	<u>6</u>	<u>(0)</u> <u>6</u>	
雄勝地域 小淵A地区 小淵地区	<u>46</u> 48	<u>(23)</u> (24) <u>46</u> 48	<u>50</u> 52	<u>(23)</u> (24) <u>50</u> 52	<u>124</u> 129	<u>(50)</u> (52) <u>124</u> 129	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
雄勝地域 <u>小湊B地区</u>	<u>2</u>	<u>(1)</u> 2	<u>2</u>	<u>(1)</u> 2	<u>5</u>	<u>(2)</u> 5	
雄勝地域 <u>味噌作A地区</u> 味噌作地区	<u>56</u> 79	<u>(24)</u> (36) <u>56</u> 79	<u>76</u> 107	<u>(24)</u> (36) <u>76</u> 107	<u>211</u> 295	<u>(56)</u> (86) <u>211</u> 295	
雄勝地域 <u>味噌作B地区</u>	<u>23</u>	<u>(9)</u> 23	<u>31</u>	<u>(9)</u> 31	<u>84</u>	<u>(23)</u> 84	
雄勝地域 <u>折下A地区</u> 折下地区	<u>5</u> 11	<u>(2)</u> (6) <u>5</u> 11	<u>9</u> 21	<u>(2)</u> (6) <u>9</u> 21	<u>22</u> 48	<u>(4)</u> (8) <u>22</u> 48	
雄勝地域 <u>折下B地区</u>	<u>6</u>	<u>(4)</u> 6	<u>12</u>	<u>(4)</u> 12	<u>26</u>	<u>(4)</u> 26	
雄勝地域 <u>寺A地区</u> 寺地区	<u>14</u> 19	<u>(8)</u> (11) <u>14</u> 19	<u>16</u> 22	<u>(8)</u> (11) <u>16</u> 22	<u>44</u> 60	<u>(18)</u> (25) <u>44</u> 60	
雄勝地域 <u>寺B地区</u>	<u>5</u>	<u>(3)</u> 5	<u>6</u>	<u>(3)</u> 6	<u>16</u>	<u>(7)</u> 16	
雄勝地域 <u>船戸A地区</u> 船戸地区	<u>36</u> 46	<u>(10)</u> (13) <u>36</u> 46	<u>41</u> 52	<u>(10)</u> (13) <u>41</u> 52	<u>93</u> 117	<u>(19)</u> (24) <u>93</u> 117	
雄勝地域 <u>船戸B地区</u>	<u>10</u>	<u>(3)</u> 10	<u>11</u>	<u>(3)</u> 11	<u>24</u>	<u>(5)</u> 24	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
雄勝地域 唐桑A地区 唐桑地区	<u>18</u> 19	<u>(6)</u> (7) <u>18</u> 19	<u>18</u> 19	<u>(6)</u> (7) <u>18</u> 19	<u>47</u> 51	<u>(15)</u> (16) <u>47</u> 51	
雄勝地域 唐桑B地区 唐桑地区	<u>1</u>	<u>(1)</u> 1	<u>1</u>	<u>(1)</u> 1	<u>4</u>	<u>(1)</u> 4	
雄勝地域 水浜A地区 水浜地区	<u>81</u> 106	<u>(28)</u> (36) <u>81</u> 106	<u>83</u> 108	<u>(28)</u> (36) <u>83</u> 108	<u>208</u> 271	<u>(68)</u> (88) <u>208</u> 271	
雄勝地域 水浜B地区	<u>25</u>	<u>(8)</u> 25	<u>25</u>	<u>(8)</u> 25	<u>63</u>	<u>(20)</u> 63	
雄勝地域 分浜A地区 分浜地区	<u>36</u> 41	<u>(9)</u> (10) <u>36</u> 41	<u>39</u> 44	<u>(9)</u> (10) <u>39</u> 44	<u>104</u> 117	<u>(22)</u> (25) <u>104</u> 117	
雄勝地域 分浜B地区	<u>5</u>	<u>(1)</u> 5	<u>5</u>	<u>(1)</u> 5	<u>13</u>	<u>(3)</u> 13	
雄勝地域 波板A地区 波板地区	<u>11</u> 15	<u>(5)</u> (7) <u>11</u> 15	<u>12</u> 17	<u>(5)</u> (7) <u>12</u> 17	<u>27</u> 37	<u>(13)</u> (18) <u>27</u> 37	
雄勝地域 波板B地区 波板地区	<u>4</u>	<u>(2)</u> 4	<u>5</u>	<u>(2)</u> 5	<u>10</u>	<u>(5)</u> 10	
北上地域 小滝A地区 小滝地区	<u>0</u> 1	<u>(0)</u> (1) <u>0</u> 1	<u>0</u> 1	<u>(0)</u> (1) <u>0</u> 1	<u>0</u> 4	<u>(0)</u> (4) <u>0</u> 4	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
北上地域 小滝B地区 小滝地区	<u>1</u>	<u>(1)</u> 1	<u>1</u>	<u>(1)</u> 1	<u>4</u>	<u>(4)</u> 4	
北上地域 大指A地区 大指地区	<u>2</u> 10	<u>(1)</u> (6) <u>2</u> 10	<u>3</u> 12	<u>(1)</u> (6) <u>3</u> 12	<u>13</u> 52	<u>(5)</u> (19) <u>13</u> 52	
北上地域 大指B地区 大指地区	<u>8</u>	<u>(5)</u> 8	<u>9</u>	<u>(5)</u> 9	<u>39</u>	<u>(14)</u> 39	
北上地域 小指A地区 小指地区	<u>3</u> 19	<u>(3)</u> (18) <u>3</u> 19	<u>3</u> 19	<u>(3)</u> (18) <u>3</u> 19	<u>7</u> 43	<u>(7)</u> (41) <u>7</u> 43	
北上地域 小指B地区	<u>16</u>	<u>(15)</u> 16	<u>16</u>	<u>(15)</u> 16	<u>36</u>	<u>(34)</u> 36	
北上地域 相川A地区 相川地区	<u>35</u> 46	<u>(22)</u> (29) <u>35</u> 46	<u>36</u> 48	<u>(22)</u> (29) <u>36</u> 48	<u>106</u> 139	<u>(62)</u> (82) <u>106</u> 139	
北上地域 相川B地区	<u>11</u>	<u>(7)</u> 11	<u>12</u>	<u>(7)</u> 12	<u>33</u>	<u>(20)</u> 33	
北上地域 小泊A地区 小泊地区	<u>4</u> 8	<u>(4)</u> (8) <u>4</u> 8	<u>4</u> 8	<u>(4)</u> (8) <u>4</u> 8	<u>20</u> 37	<u>(19)</u> (34) <u>20</u> 37	
北上地域 小泊B地区 小泊地区	<u>4</u>	<u>(4)</u> 4	<u>4</u>	<u>(4)</u> 4	<u>17</u>	<u>(15)</u> 17	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
北上地域 大室A地区 大室地区	戸 20 46	戸 (18) (43) 20 46	世帯 22 52	世帯 (18) (43) 22 52	人 76 179	人 (55) (129) 76 179	
北上地域 大室B地区 大室地区	26	(25) 26	30	(25) 30	103	(74) 103	
北上地域 小室A地区 小室地区	10 19	(9) (18) 10 19	10 19	(9) (18) 10 19	46 87	(30) (56) 46 87	
北上地域 小室B地区	9	(9) 9	9	(9) 9	41	(26) 41	
北上地域 白浜A地区 白浜地区	22 30	(17) (24) 22 30	23 32	(17) (24) 23 32	86 118	(42) (58) 86 118	
北上地域 白浜B地区	8	(7) 8	9	(7) 9	32	(16) 32	
北上地域 長塩谷A地区 長塩谷地区	17 20	(11) (13) 17 20	17 20	(11) (13) 17 20	68 81	(30) (36) 68 81	
北上地域 長塩谷B地区 長塩谷地区	3	(2) 3	3	(2) 3	13	(6) 13	
北上地域 立神A地区 立神地区	18 24	(7) (10) 18 24	21 29	(7) (10) 21 29	54 73	(18) (25) 54 73	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
北上地域 <u>立神B地区</u>	<u>6</u>	<u>(3)</u> 6	<u>8</u>	<u>(3)</u> 8	<u>19</u>	<u>(7)</u> 19	
北上地域 <u>月浜A地区</u> 月浜地区	<u>40</u> 70	<u>(11)</u> (20) <u>40</u> 70	<u>44</u> 78	<u>(11)</u> (20) <u>44</u> 78	<u>128</u> 225	<u>(26)</u> (46) <u>128</u> 225	
北上地域 <u>月浜B地区</u>	<u>30</u>	<u>(9)</u> 30	<u>34</u>	<u>(9)</u> 34	<u>97</u>	<u>(20)</u> 97	
北上地域 <u>吉浜A地区</u> 吉浜地区	<u>33</u> 37	<u>(8)</u> (9) <u>33</u> 37	<u>34</u> 39	<u>(8)</u> (9) <u>34</u> 39	<u>98</u> 112	<u>(18)</u> (20) <u>98</u> 112	
北上地域 <u>吉浜B地区</u> 吉浜地区	<u>4</u>	<u>(1)</u> 4	<u>5</u>	<u>(1)</u> 5	<u>14</u>	<u>(2)</u> 14	
北上地域 <u>追波A地区</u> 追波地区	<u>57</u> 63	<u>(28)</u> (31) <u>57</u> 63	<u>64</u> 70	<u>(28)</u> (31) <u>64</u> 70	<u>207</u> 227	<u>(71)</u> (78) <u>207</u> 227	
北上地域 <u>追波B地区</u> 追波地区	<u>6</u>	<u>(3)</u> 6	<u>6</u>	<u>(3)</u> 6	<u>20</u>	<u>(7)</u> 20	
北上地域 <u>二丁谷地A地区</u> 二丁谷地地区	<u>18</u> 19	(7) <u>18</u> 19	<u>21</u> 22	(7) <u>21</u> 22	<u>66</u> 69	(17) <u>66</u> 69	
北上地域 <u>二丁谷地A地区</u> 二丁谷地地区	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
北上地域 釜谷崎A地区 釜谷崎地区	<u>13</u> 17	<u>(9)</u> (11) <u>13</u> 17	<u>15</u> 19	<u>(9)</u> (11) <u>15</u> 19	<u>70</u> 90	<u>(16)</u> (20) <u>70</u> 90	
北上地域 釜谷崎B地区	<u>4</u>	<u>(2)</u> 4	<u>4</u>	<u>(2)</u> 4	<u>20</u>	<u>(4)</u> 20	
北上地域 橋浦大須・行人前A地区 橋浦大須・行人前地区	<u>5</u> 7	<u>(3)</u> (4) <u>5</u> 7	<u>5</u> 7	<u>(3)</u> (4) <u>5</u> 7	<u>20</u> 26	<u>(8)</u> (10) <u>20</u> 26	
北上地域 橋浦大須・行人前B地区 橋浦大須・行人前地区	<u>2</u>	<u>(1)</u> 2	<u>2</u>	<u>(1)</u> 2	<u>6</u>	<u>(2)</u> 6	
北上地域 女川A地区 女川地区	<u>0</u> 1	<u>(0)</u> (1) <u>0</u> 1	<u>0</u> 1	<u>(0)</u> (1) <u>0</u> 1	<u>0</u> 2	<u>(0)</u> (2) <u>0</u> 2	
北上地域 女川B地区 女川地区	<u>1</u>	<u>(1)</u> 1	<u>1</u>	<u>(1)</u> 1	<u>2</u>	<u>(2)</u> 2	
牡鹿地域 小網倉浜・清水田浜A地区 小網倉浜・清水田浜地区	<u>30</u> 47	<u>(15)</u> (24) <u>30</u> 47	<u>32</u> 50	<u>(15)</u> (24) <u>32</u> 50	<u>123</u> 193	<u>(51)</u> (79) <u>123</u> 193	
牡鹿地域 小網倉浜・清水田浜B地区	<u>17</u>	<u>(9)</u> 17	<u>18</u>	<u>(9)</u> 18	<u>70</u>	<u>(28)</u> 70	
牡鹿地域 大原浜A地区 大原浜地区	<u>30</u> 41	<u>(11)</u> (15) <u>30</u> 41	<u>34</u> 47	<u>(11)</u> (15) <u>34</u> 47	<u>76</u> 106	<u>(23)</u> (32) <u>76</u> 106	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
牡鹿地域 <u>大原浜B地区</u>	<u>11</u>	<u>(4)</u> 11	<u>13</u>	<u>(4)</u> 13	<u>30</u>	<u>(9)</u> 30	
牡鹿地域 <u>給分浜A地区</u> 給分浜地区	<u>14</u> 38	<u>(10)</u> (26) <u>14</u> 38	<u>19</u> 50	<u>(10)</u> (26) <u>19</u> 50	<u>53</u> 143	<u>(28)</u> (75) <u>53</u> 143	
牡鹿地域 <u>給分浜B地区</u>	<u>24</u>	<u>(16)</u> 24	<u>31</u>	<u>(16)</u> 31	<u>90</u>	<u>(47)</u> 90	
牡鹿地域 <u>小湊浜A地区</u> 小湊浜地区	<u>26</u> 114	<u>(14)</u> (60) <u>26</u> 114	<u>25</u> 110	<u>(14)</u> (60) <u>25</u> 110	<u>88</u> 383	<u>(39)</u> (168) <u>88</u> 383	
牡鹿地域 <u>小湊浜B地区</u>	<u>88</u>	<u>(46)</u> 88	<u>85</u>	<u>(46)</u> 85	<u>295</u>	<u>(129)</u> 295	
牡鹿地域 <u>十八成浜A地区</u> 十八成浜地区	<u>60</u> 65	<u>(29)</u> (31) <u>60</u> 65	<u>62</u> 68	<u>(29)</u> (31) <u>62</u> 68	<u>130</u> 141	<u>(53)</u> (56) <u>130</u> 141	
牡鹿地域 <u>十八成浜B地区</u>	<u>5</u>	<u>(2)</u> 5	<u>6</u>	<u>(2)</u> 6	<u>11</u>	<u>(3)</u> 11	
牡鹿地域 <u>鮎川浜A地区</u> 鮎川浜地区	<u>163</u> 202	<u>(53)</u> (65) <u>163</u> 202	<u>274</u> 339	<u>(53)</u> (65) <u>274</u> 339	<u>488</u> 604	<u>(101)</u> (125) <u>488</u> 604	
牡鹿地域 <u>鮎川浜B地区</u>	<u>39</u>	<u>(12)</u> 39	<u>65</u>	<u>(12)</u> 65	<u>116</u>	<u>(24)</u> 116	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
牡鹿地域 <u>泊浜A地区</u> 泊浜地区	<u>5</u> 18	<u>(2)</u> (7) <u>5</u> 18	<u>5</u> 18	<u>(2)</u> (7) <u>5</u> 18	<u>14</u> 56	<u>(4)</u> (14) <u>14</u> 56	
牡鹿地域 <u>泊浜B地区</u>	<u>13</u>	<u>(5)</u> 13	<u>13</u>	<u>(5)</u> 13	<u>42</u>	<u>(10)</u> 42	
牡鹿地域 <u>谷川浜A地区</u> 谷川浜地区	<u>24</u> 40	<u>(4)</u> (7) <u>24</u> 40	<u>28</u> 46	<u>(4)</u> (7) <u>28</u> 46	<u>74</u> 121	<u>(18)</u> (29) <u>74</u> 121	
牡鹿地域 <u>谷川浜B地区</u>	<u>16</u>	<u>(3)</u> 16	<u>18</u>	<u>(3)</u> 18	<u>47</u>	<u>(11)</u> 47	
牡鹿地域 <u>祝浜A地区</u> 祝浜地区	7	(1) 7	7	(1) 7	20	(5) 20	
牡鹿地域 <u>祝浜B地区</u>	<u>0</u>	<u>(0)</u> 0	<u>0</u>	<u>(0)</u> 0	<u>0</u>	<u>(0)</u> 0	
牡鹿地域 <u>大谷川浜A地区</u> 大谷川浜地区	<u>17</u> 23	<u>(10)</u> (14) <u>17</u> 23	<u>17</u> 23	<u>(10)</u> (14) <u>17</u> 23	<u>59</u> 81	<u>(28)</u> (38) <u>59</u> 81	
牡鹿地域 <u>大谷川浜B地区</u>	<u>6</u>	<u>(4)</u> 6	<u>6</u>	<u>(4)</u> 6	<u>22</u>	<u>(10)</u> 22	
牡鹿地域 <u>鮫浦A地区</u> 鮫浦地区	<u>7</u> 25	<u>(5)</u> (16) <u>7</u> 25	<u>22</u> 78	<u>(5)</u> (16) <u>22</u> 78	<u>43</u> 148	<u>(12)</u> (42) <u>43</u> 148	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
牡鹿地域 鮫浦B地区	18	(11) 18	56	(11) 56	105	(30) 105	
牡鹿地域 前網浜A地区 前網浜地区	2 15	(2) (14) 2 15	2 15	(2) (14) 2 15	8 48	(7) (42) 8 48	
牡鹿地域 前網浜B地区	13	(12) 13	13	(12) 13	40	(35) 40	
牡鹿地域 寄磯浜A地区 寄磯浜地区	3 25	(2) (15) 3 25	3 28	(2) (15) 3 28	13 111	(7) (62) 13 111	
牡鹿地域 寄磯浜B地区	22	(13) 22	25	(13) 25	98	(55) 98	
南浜地区 A区域A地区							
南浜地区 A区域B地区 A区域	2 1	(2) (1) 2 1	2 1	(2) (1) 2 1	6 1	(6) (1) 6 1	

移 転 促 進 区 域 名	住 居 数		世 帯 数		住 民 数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現 在	移 転	現 在	移 転	現 在	移 転	
計	戸 2,763 ----- 2,762	戸 (1,215) (1,217) ----- 2,763 2,762	世帯 3,186 ----- 3,185	世帯 (1,215) (1,217) ----- 3,186 3,185	人 8,855 ----- 8,850	人 (3,192) (3,194) ----- 8,855 8,850	本地区について、既に他所への自力再建者及び市街地の災害公営住宅への入居希望者(予定含む)が1,548戸あり、防災集団移転希望者1,215戸と合わせて2,763戸が既に安全な移転先を決めていることから、特例を適用する必要性がある。

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

### 3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

#### (1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											⑤ 合 計  ㎡	用地選定の理由	整備前の土地利用状況
	住宅用地				関連公共施設等用地					公益的施設用地				
	住宅敷地		① 宅公 用地住  ㎡	② 面積計  ㎡	道 路  ㎡	集 会 施 設  ㎡	広 場  ㎡	そ の 他  ㎡	③ 面積計  ㎡	公 益 的 施 設  ㎡	④ 住宅団地に 占める割合 %			
	区 画 数	面 積  ㎡												
区画	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	%	㎡			
祝田団地	3	864	709	1,573	615		73	709	1,397			2,970	2線堤による防御施設により、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	宅地、畑
佐須団地	11	(3,630) 3,659 3,658	868 866	4,498 (4,496) 4,527 4,524	3,686		836 841	12,656 12,654	17,178 17,181			21,676 (21,677) 21,705	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、保安林、畑
小竹浜団地	1	(330) 331	1,190	(1,520) 1,521	723		70	577	1,370			(2,890) 2,891	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑、公衆用道路、宅地
折浜・蛤浜団地	6	(1,980) 1,983	1,380	(3,360) 3,363	2,903	433	532	9,991	13,859			(17,219) 17,222	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑、公衆用道路
桃浦団地	3	(990) 992	416	(1,406) 1,408	5,113	265	574	9,194	15,146			(16,552) 16,554	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林・畑・保安林・雑種地・宅地
月浦団地	4	(1,320) 1,322	861	(2,181) 2,183	1,767	286	511	1,460	4,024			(6,205) 6,207	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、宅地、畑
荻浜団地	11	3,496	421	3,917	1,908	250	923	16,518	19,599	3,456	12.8	26,972	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林

住宅団地名	住宅団地面積											用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地				関連公共施設等用地				公益的施設用地		⑤ 合 計			
	住宅敷地		① 宅公用 地住	② 面積計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面積計	公 益 的 施 設				④ 住宅団地に 占める割合
	区 画 数	面 積												
区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>			
牧浜団地	5	(1,650) 1,660	1,549	3,209	1,106		1,128	9,075	11,309			(14,508) 14,518	標高15m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑、田、保安林、公衆用道路
竹浜団地	2	(660) 661	681	1,342	1,251	195	215	2,255	3,916			(5,257) 5,258	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林
鹿立浜団地	9	2,886	200	3,086	2,203	277	891	9,759	13,130			16,216	他の候補地と比較検討を行った結果、経済性、安全性、に優れており、主要道路からのアクセスが容易である。	山林、保安林
福貴浦団地	18	5,940	389	6,329	4,595		1,517	9,041	15,153			21,482	標高19m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑、公衆用道路
河北団地	135	<u>44,523</u> 44,550	<u>53,004</u> 53,697	<u>97,527</u> 98,247	<u>53,163</u> 52,953	<u>2,442</u> 2,446	<u>19,999</u> 19,500	<u>20,495</u> 20,480	<u>96,099</u> 95,379	330	0.2	193,956	1. 地元の意向を考慮しながら移転戸数の規模が確保できる。 2. 被災地より内陸側に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易である。	田、畑
間垣団地	3	(990) 991	461	1,451 1,452	784		272	4,832	5,888			(7,339) 7,340	標高5m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、宅地
名振団地	8	2,207	3,666	5,873	5,253		1,493	3,878	10,624			16,497	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	畑、宅地、山林
船越団地	11	<u>3,328</u> 3,332	<u>3,426</u> 3,429	<u>6,754</u> 6,761	4,092	<u>1,137</u> 1,133	1,419	<u>13,290</u> 13,287	<u>19,938</u> 19,931			26,692	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林

住宅団地名	住宅団地面積											⑤ 合 計	用地選定の理由	整備前の土地利用状況
	住宅用地				関連公共施設等用地					公益的施設用地				
	住宅敷地		① 宅公用 地住	② 面積計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面積計	公 益 的 施 設	④ 住宅団地に 占める割合			
	区 画 数	面 積												
区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>			
熊沢・大須団地	3	990	1,072	2,062	67		489	1,141	1,697			3,759	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	畑、宅地、山林、雑種地
羽坂・桑浜団地	3	987	440	1,427	285	222	917	1,106	2,530			3,957	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、公衆用道路
立浜団地	12	(3,960) 3,961	643	(4,603) 4,604	3,836	301	483	5,393	10,013			(14,616) 14,617	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	畑、宅地
大浜団地	6	(1,980) 1,982	443	(2,423) 2,425	1,765	687	724	4,174	7,350			(9,773) 9,775	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	畑、山林
小島団地	7	2,088	662	2,750	1,609	201		3,367	5,177			7,927	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	畑、宅地
明神団地	7	2,209	444	2,653	788	578		2,982	4,348			7,001	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林
雄勝中心部A団地	5	1,544	2,738	4,282	4,059	1,168	1,550	9,524	16,301			20,583	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	農地、宅地、山林
雄勝中心部B団地	14	(4,620) 4,627	<u>3,358</u> 3,337	<u>7,978</u> (7,957) <u>7,985</u> 7,964	<u>8,421</u> 8,437	523	<u>1,421</u> 1,401	<u>27,445</u> 27,579	<u>37,810</u> 37,940	<u>5,057</u> 4,948	<u>9.9</u> 9.7	(50,845) 50,852	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	農地、宅地、山林

住宅団地名	住宅団地面積											⑤ 合 計	用地選定の理由	整備前の土地利用状況
	住宅用地				関連公共施設等用地					公益的施設用地				
	住宅敷地		① 宅 公 用 地 住	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設	④ 住 宅 団 地 に 占 め る 割 合			
	区 画 数	面 積												
区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>			
唐桑団地	4	1,320	300	1,620	698	1,378	566	5,032	7,674			9,294	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林・畑
水浜団地	12	3,632	2,362	5,994	4,501	644	2,667	3,926	11,738			17,732	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	畑、宅地、山林
分浜団地	5	(1,650) 1,652	220	(1,870) 1,872	1,870	483		3,131	5,484			(7,354) 7,356	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	畑、宅地
波板団地	1	330	1,183	1,513			605	1,674	2,279			3,792	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑
小指・大指団地	16	(5,280) 5,283		(5,280) 5,283	4,256	374	609	12,543	17,782			(23,062) 23,065	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑、田、公衆用道路
相川団地	19	<u>6,265</u> 6,268	500	<u>6,765</u> 6,768	2,746	660	999	<u>7,323</u> 7,320	<u>11,728</u> 11,725			18,493	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑
小泊・大室団地	41	13,512	3,022	16,534	5,626		1,828	16,581	24,035	495	1.2	41,064	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑、田、宅地、公衆用道路
小室団地	18	(5,940) 5,982		(5,940) 5,982	3,868	488	576	2,689	7,621			(13,561) 13,603	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林

住宅団地名	住宅団地面積											⑤ 合 計	用地選定の理由	整備前の土地利用状況
	住宅用地				関連公共施設等用地				公益的施設用地					
	住宅敷地		① 宅公用地住	② 面積計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面積計	公 益 的 施 設	④ 住宅団地に 占める割合			
	区 画 数	面 積												
区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>			
白浜・長塩谷団地		(7,590)		(7,590)								(28,259)	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑
	23	7,601		7,601	7,152	200	844	12,473	20,669			28,270		
月浜・吉浜団地		(2,970)		(3,652)								(18,696)	標高18m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑
	9	2,972	682	3,654	3,870	256	633	10,285	15,044			18,698		
にっこり団地													標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑、田、雑種地
	33	10,886	12,881	23,767	16,656	1,007	2,700	25,276	45,639	500	0.7	69,906		
釜谷崎団地													海岸及び北上川から離れた内陸部において、今次津波を避けている位置で安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林
	6	1,980		1,980	1,077		495	2,449	4,021			6,001		
小網倉浜・清水田浜団地													標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林
	13	4,239	2,441	6,680	3,279	358	812	11,481	15,930			22,610		
大原浜団地													標高16m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、原野、田、畑、雑種地
	10	3,084	1,110	4,194	4,282	523	752	8,332	13,889			18,083		
給分浜団地													標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	畑、山林、原野
	14	4,482	2,468	6,950	3,999	537	693	7,558	12,787			19,737		
小淵浜団地		(10,890)		(16,768)								(57,635)	今次津波の浸水区域を避けた高台に位置し、安全性が確保されており、主要道路に面した場所を選定した。	山林、原野宅地、雑種地
	33	<u>10,919</u> 10,890	<u>5,878</u> 5,875	<u>16,797</u> 16,765	9,924	<u>1,286</u> 1,294	<u>2,650</u> 2,653	<u>27,007</u> 27,035	<u>40,867</u> 40,906			<u>57,664</u> 57,671		

住宅団地名	住宅団地面積											⑤ 合 計	用地選定の理由	整備前の土地利用状況
	住宅用地				関連公共施設等用地				公益的施設用地					
	住宅敷地		① 宅公用 地住	② 面積計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面積計	公 益 的 施 設	④ 住宅団地 に 占 める 割 合			
	区 画 数	面 積												
区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>			
十八成浜団地	7	2,310	4,992	7,302	6,440	750	3,527	9,781	20,498			27,800	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	畑、山林、原野、雑種地
鮎川浜清崎団地	13	<u>4,288</u> 4,290	3,739	<u>8,027</u> 8,029	6,525		<u>1,248</u> 1,219	<u>10,097</u> 10,476	<u>17,870</u> 18,220	<u>2,956</u> 2,957	<u>10.2</u> 10.1	<u>28,853</u> 29,206	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	保安林、山林、宅地、公衆用道路
鮎川浜黒崎団地	2	(660) <u>662</u> 660	<u>3,081</u> 3,082	(3,741) <u>3,743</u> 3,742	3,587	<u>444</u> 443	<u>791</u> 788	<u>9,162</u> 9,167	<u>13,984</u> 13,985			(17,725) 17,727	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	宅地、雑種地、原野、畑、山林、境内地、墓地、公衆用道路、水通用地
鮎川浜熊野団地(公営)			3,997	3,997	3,521		140	2,365	6,026			10,023	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	宅地、雑種地、原野、山林、公衆用道路
泊浜団地	2	595	<u>1,107</u> 1,108	<u>1,702</u> 1,703	1,888		999	<u>2,511</u> 2,463	<u>5,398</u> 5,350			<u>7,100</u> 7,053	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、畑、宅地
谷川浜・祝浜団地	8	2,635		2,635	3,519	329	622	9,774	14,244			16,879	今津波の浸水区域を避けた高台に位置し、安全性が確保されており、主要道路に面した場所を選定した。	山林、原野、田、宅地、雑種地、境内地
大谷川浜団地	13	(4,290) 4,295	194	(4,484) 4,489	3,898	268	630	8,566	13,362			(17,846) 17,851	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林、原野、宅地
鮫浦団地	6	1,761	<u>2,257</u> 2,258	<u>4,018</u> 4,019	3,220	265	804	<u>6,772</u> 6,771	<u>11,061</u> 11,060			15,079	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林

住宅団地名	住宅団地面積											用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地				関連公共施設等用地					公益的施設用地				⑤ 合 計
	住宅敷地		① 宅公用 地住	② 面積計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面積計	公 益 的 施 設	④ 住宅団地 に 占 め る 割 合			
	区 画 数	面 積												
区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>			
前網浜団地	8	<u>2,600</u> 2,620	1,320	<u>3,920</u> 3,940	2,366	<u>635</u> 625	466	<u>3,801</u> 3,761	<u>7,268</u> 7,218			<u>11,188</u> 11,158	標高20m以上に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易な場所を選定した。	山林
寄磯浜団地	9	<u>2,889</u> 2,890	<u>1,374</u> 1,377	<u>4,263</u> 4,267	5,767	<u>459</u> 465	<u>826</u> 820	<u>15,177</u> 15,173	<u>22,229</u> 22,225			26,492	今次津波の浸水区域を避けた高台に位置し、安全性が確保されており、主要道路に面した場所を選定した。	山林、原野、雑種地
計	612	<u>(199,250)</u> (199,307) <u>199,405</u> 199,430	<u>134,129</u> 134,805	<u>(333,379)</u> (334,112) <u>333,534</u> 334,235	<u>224,527</u> 224,333	<u>20,309</u> 20,312	<u>63,519</u> 62,970	<u>414,628</u> 415,058	<u>722,983</u> 722,673	<u>12,794</u> 12,686		<u>(1,069,156)</u> (1,069,471) <u>1,069,311</u> 1,069,594		

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
- 2 住宅敷地平均面積が330㎡を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330㎡とした場合の数値を記入すること。
- 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
- 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
- 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
- 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
- 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。  
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
		住宅敷地	公営住宅	計			
祝田団地	貸付地	区画 3	戸 3	6	㎡ 864	㎡ 288.00	
	分譲地		-				
佐須団地	貸付地	<u>11</u> 10	4	<u>15</u> 14	<u>3,659</u> 3,328	<u>332.64</u> 332.80	
	分譲地	<u>1</u>	-	<u>1</u>	<u>330</u>	<u>330.00</u>	
小竹浜団地	貸付地	1	5	6	331	331.00	
	分譲地		-				
折浜・蛤浜団地	貸付地	5	6	11	<u>1,653</u> 1,652	<u>330.60</u> 330.40	
	分譲地	1	-	1	<u>330</u> 331	<u>330.00</u> 331.00	
桃浦団地	貸付地	1	2	3	331	331.00	
	分譲地	2	-	2	661	330.50	

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積 m <sup>2</sup>	②住宅敷地 平均面積 m <sup>2</sup>	備 考
		住宅敷地 区画	公営住宅 戸	計			
月浦団地	貸付地	4	4	8	1,322	330.50	
	分譲地		-				
荻浜団地	貸付地	11	2	13	3,496	317.82	
	分譲地		-				
牧浜団地	貸付地	4	7	11	1,328	332.00	
	分譲地	1	-	1	332	332.00	
竹浜団地	貸付地	2	3	5	661	330.50	
	分譲地		-				
鹿立浜団地	貸付地	9	1	10	2,886	320.67	
	分譲地		-				

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
		住宅敷地	公営住宅	計			
福貴浦団地	貸付地	18	2	20	5,940	330.00	
	分譲地		-				
河北団地	貸付地	$\frac{110}{107}$	$\frac{237}{240}$	347	$\frac{36,277}{35,310}$	$\frac{329.79}{330.00}$	
	分譲地	$\frac{25}{28}$	-	$\frac{25}{28}$	$\frac{8,246}{9,240}$	$\frac{329.84}{330.00}$	
間垣団地	貸付地	2	2	4	661	330.50	
	分譲地	1	-	1	330	330.00	
名振団地	貸付地	7	17	24	1,876	268.00	
	分譲地	1	-	1	331	331.00	
船越団地	貸付地	11	15	26	$\frac{3,328}{3,332}$	$\frac{302.55}{303.00}$	
	分譲地		-				

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積 ㎡	②住宅敷地 平均面積 ㎡	備 考
		住宅敷地 区画	公営住宅 戸	計			
熊沢・大須団地	貸付地	3	5	8	990	330.00	
	分譲地		-				
羽坂・桑浜団地	貸付地	3	2	5	987	329.00	
	分譲地		-				
立浜団地	貸付地	11	3	14	3,631	330.09	
	分譲地	1	-	1	330	330.00	
大浜団地	貸付地	5	2	7	1,651	330.20	
	分譲地	1	-	1	331	331.00	
小島団地	貸付地	5	3	8	1,430	286.00	
	分譲地	2	-	2	658	329.00	

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
		住宅敷地	公営住宅	計			
明神団地	貸付地	区画 7	戸 2	9	m <sup>2</sup> 2,209	m <sup>2</sup> 315.57	
	分譲地		-				
雄勝中心部A団地	貸付地	3	12	15	884	294.67	
	分譲地	2	-	2	660	330.00	
雄勝中心部B団地	貸付地	<u>10</u> 13	16	<u>26</u> 29	<u>3,306</u> 4,297	<u>330.60</u> 330.54	
	分譲地	<u>4</u> 1	-	<u>4</u> 1	<u>1,321</u> 330	<u>330.25</u> 330.00	
唐桑団地	貸付地	2	1	3	660	330.00	
	分譲地	2	-	2	660	330.00	
水浜団地	貸付地	<u>9</u> 10	11	<u>20</u> 21	<u>2,751</u> 2,972	<u>305.67</u> 297.00	
	分譲地	<u>3</u> 2	-	<u>3</u> 2	<u>881</u> 660	<u>293.67</u> 330.00	

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
		住宅敷地	公営住宅	計			
分浜団地	貸付地	区画 5	戸 1	6	m <sup>2</sup> 1,652	m <sup>2</sup> 330.40	
	分譲地		-				
波板団地	貸付地		5	5			
	分譲地	1	-	1	330	330.00	
小指・大指団地	貸付地	2		2	660	330.00	
	分譲地	14	-	14	4,623	330.21	
相川団地	貸付地	<u>7</u> 6	2	<u>9</u> 8	<u>2,308</u> 1,979	<u>329.71</u> 330.00	
	分譲地	<u>12</u> 13	-	<u>12</u> 13	<u>3,957</u> 4,289	<u>329.75</u> 330.00	
小泊・大室団地	貸付地	<u>10</u> 15	13	<u>23</u> 28	<u>3,298</u> 4,946	<u>329.80</u> 329.73	
	分譲地	<u>31</u> 26	-	<u>31</u> 26	<u>10,214</u> 8,566	<u>329.48</u> 329.46	

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
		住宅敷地	公営住宅	計			
小室団地	貸付地	区画 10	戸 -	10	m <sup>2</sup> 3,325	m <sup>2</sup> 332.50	
	分譲地	8	-	8	2,657	332.13	
白浜・長塩谷団地	貸付地	<u>11</u> 10	-	<u>11</u> 10	<u>3,635</u> 3,305	<u>330.45</u> 330.50	
	分譲地	<u>12</u> 13	-	<u>12</u> 13	<u>3,966</u> 4,296	<u>330.50</u> 330.46	
月浜・吉浜団地	貸付地	1	3	4	330	330.00	
	分譲地	8	-	8	2,642	330.25	
にっこり団地	貸付地	21	54	75	<u>6,928</u> 6,927	<u>329.90</u> 329.86	
	分譲地	12	-	12	<u>3,958</u> 3,959	<u>329.83</u> 329.92	
釜谷崎団地	貸付地						
	分譲地	6	-	6	1,980	330.00	

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
		住宅敷地	公営住宅	計			
小網倉浜・清水 田浜団地	貸付地	区画 12	戸 11	23	m <sup>2</sup> 3,907	m <sup>2</sup> 325.58	
	分譲地	1	-	1	332	332.00	
大原浜団地	貸付地	9	5	14	2,754	306.00	
	分譲地	1	-	1	330	330.00	
給分浜団地	貸付地	5	12	17	1,514	302.80	
	分譲地	9	-	9	2,968	329.78	
小淵浜団地	貸付地	22	27	49	<u>7,281</u> 7,260	<u>330.95</u> 330.00	
	分譲地	11	-	11	<u>3,638</u> 3,630	<u>330.73</u> 330.00	
十八成浜団地	貸付地	6	24	30	1,980	330.00	
	分譲地	1	-	1	330	330.00	

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
		住宅敷地	公営住宅	計			
鮎川浜清崎団地	貸付地	区画 13	戸 18	31	<u>4,288</u> 4,290 m <sup>2</sup>	<u>329.85</u> 330.00 m <sup>2</sup>	
	分譲地		-				
鮎川浜黒崎団地	貸付地	2	14	16	<u>662</u> 660	<u>331.00</u> 330.00	
	分譲地		-				
鮎川浜熊野団地 (公営)	貸付地		18	18			
	分譲地		-				
泊浜団地	貸付地	2	5	7	595	297.50	
	分譲地		-				
谷川浜・祝浜団地	貸付地	5		5	<u>1,646</u> 1,647	<u>329.20</u> 329.40	
	分譲地	3	-	3	<u>989</u> 988	<u>329.67</u> 329.33	

住宅団地名		住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
		住宅敷地	公営住宅	計			
大谷川浜団地	貸付地	<u>8</u> 9	1	<u>9</u> 10	<u>2,643</u> 2,974	<u>330.38</u> 330.44	
	分譲地	<u>5</u> 4	-	<u>5</u> 4	<u>1,652</u> 1,321	<u>330.40</u> 330.25	
鮫浦団地	貸付地	6	10	16	1,761	293.50	
	分譲地		-				
前網浜団地	貸付地	7	6	13	<u>2,271</u> 2,290	<u>324.43</u> 327.14	
	分譲地	1	-	1	<u>329</u> 330	<u>329.00</u> 330.00	
寄磯浜団地	貸付地	7	6	13	<u>2,228</u> 2,230	<u>318.29</u> 318.57	
	分譲地	2	-	2	<u>661</u> 660	<u>330.50</u> 330.00	
計	貸付地	<u>428</u> 432	<u>602</u> 605	<u>1,030</u> 1,037	<u>138,778</u> 140,015	<u>324.25</u> 324.11	
	分譲地	<u>184</u> 180		<u>184</u> 180	<u>60,627</u> 59,415	<u>329.49</u> 330.08	

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。  
2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。  
3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。  
4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

## (3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得単価 =④/①	⑥住宅敷地造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①)+⑥	⑧関連公共施設等用地造成費	⑨関連公共施設用地等整備費 = (④*③/①)+⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共施設等用地面積 =3(1)③						
	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	千円	千円	千円
祝田団地	2,261	864	1,397	<u>19,146</u> 19,249	8.5	<u>24,900</u> 24,400	<u>32,216</u> 31,756	<u>40,505</u> 39,541	<u>52,335</u> 51,434
佐須団地	<u>20,837</u> 20,839	<u>3,659</u> 3,658	<u>17,178</u> 17,181	<u>23,326</u> 26,673	<u>1.1</u> 1.3	<u>275,300</u> 334,300	<u>279,396</u> 338,982	<u>1,292,535</u> 1,570,391	<u>1,311,765</u> 1,592,382
小竹浜団地	1,701	331	1,370	<u>17,752</u> 17,080	<u>10.4</u> 10.0	<u>22,200</u> 22,000	<u>25,654</u> 25,324	<u>91,980</u> 91,291	<u>106,278</u> 105,047
折浜・蛤浜団地	15,842	1,983	13,859	<u>22,336</u> 21,622	1.4	<u>134,800</u> 134,600	<u>137,596</u> 137,307	<u>942,618</u> 940,825	<u>962,158</u> 959,740
桃浦団地	16,138	992	15,146	<u>30,646</u> 31,207	1.9	12,300	<u>14,184</u> 14,218	<u>186,678</u> 185,899	<u>215,440</u> 215,188
月浦団地	5,346	1,322	4,024	<u>12,119</u> 10,575	<u>2.3</u> 2.0	<u>24,100</u> 24,300	<u>27,097</u> 26,915	<u>73,709</u> 73,981	<u>82,831</u> 81,941
荻浜団地	26,551	3,496	19,599	<u>41,386</u> 53,377	<u>1.6</u> 2.0	<u>148,000</u> 149,200	<u>153,449</u> 156,228	<u>830,366</u> 836,528	<u>860,916</u> 875,928
牧浜団地	12,969	1,660	11,309	<u>21,967</u> 21,485	1.7	52,800	<u>55,612</u> 55,550	<u>359,784</u> 360,291	<u>378,939</u> 379,026

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得単価 =④/①	⑥住宅敷地造成費	⑦住宅敷地整備費 =(④*②/①)+⑥	⑧関連公共施設等用地造成費	⑨関連公共施設用地等整備費 =(④*③/①)+⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共施設等用地面積 =3(1)③						
竹浜団地	m <sup>2</sup> 4,577	m <sup>2</sup> 661	m <sup>2</sup> 3,916	千円 7,476 9,169	千円 1.6 2.0	千円 22,000 21,900	千円 23,080 23,224	千円 130,544 130,042	千円 136,940 137,887
鹿立浜団地	16,016	2,886	13,130	22,147 21,336	1.4 1.3	92,400	96,391 96,245	420,867 420,770	439,023 438,261
福貴浦団地	21,093	5,940	15,153	33,405 32,584	1.6 1.5	236,900	246,307 246,076	604,655 604,471	628,653 627,879
河北団地	140,952 140,259	44,523 44,550	96,099 95,379	531,654 555,738	3.8 4.0	2,024,500 2,213,600	2,192,435 2,390,117	4,369,833 4,739,190	4,732,307 5,117,103
間垣団地	6,879	991	5,888	17,415	2.5	48,200 48,100	50,709 50,609	286,471 285,757	301,377 300,663
名振団地	12,831	2,207	10,624	29,474 29,389	2.3	68,600 70,300	73,670 75,355	330,493 338,384	354,897 362,718
船越団地	23,266 23,263	3,328 3,332	19,938 19,931	24,958 28,114	1.1 1.2	157,600 160,100	161,170 164,127	944,207 957,401	965,595 981,488
熊沢・大須団地	2,687	990	1,697	21,774 20,599	8.1 7.7	29,400 28,000	37,422 35,590	50,305 48,082	64,057 61,091

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得単価 =④/①	⑥住宅敷地造成費	⑦住宅敷地整備費 =(④*②/①)+⑥	⑧関連公共施設等用地造成費	⑨関連公共施設用地等整備費 =(④*③/①)+⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共施設等用地面積 =3(1)③						
羽坂・桑浜団地	m <sup>2</sup> 3,517	m <sup>2</sup> 987	m <sup>2</sup> 2,530	千円 16,664 16,698	千円 4.7	千円 7,100 7,300	千円 11,777 11,986	千円 18,057 18,568	千円 30,044 30,580
立浜団地	13,974	3,961	10,013	26,313 22,705	1.9 1.6	140,000 146,400	147,459 152,836	353,890 370,064	372,744 386,333
大浜団地	9,332	1,982	7,350	14,108 13,759	1.5	25,100 25,000	28,096 27,922	93,024 92,519	104,136 103,356
小島団地	7,265	2,088	5,177	16,084	2.2	96,000 94,800	100,623 99,423	238,093 234,874	249,554 246,335
明神団地	6,557	2,209	4,348	14,860 14,861	2.3	190,800 194,800	195,806 199,807	375,662 383,393	385,516 393,247
雄勝中心部A団地	17,845	1,544	16,301	58,622 92,362	3.3 5.2	40,600 45,000	45,672 52,991	429,164 475,165	482,714 559,536
雄勝中心部B団地	47,494 47,515	4,627	37,810 37,940	104,632 73,394	2.2 1.5	128,900 114,600	139,094 121,747	1,053,658 939,225	1,136,956 997,829
唐桑団地	8,994	1,320	7,674	11,518 16,696	1.3 1.9	83,900 85,200	85,590 87,650	487,503 495,588	497,331 509,834

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得単価 =④/①	⑥住宅敷地造成費	⑦住宅敷地整備費 =(④*②/①)+⑥	⑧関連公共施設等用地造成費	⑨関連公共施設用地等整備費 =(④*③/①)+⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共施設等用地面積 =3(1)③						
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円
水浜団地	15,370	3,632	11,738	<u>31,250</u> 34,779	<u>2.0</u> 2.3	<u>86,000</u> 89,200	<u>93,385</u> 97,418	<u>277,847</u> 288,313	<u>301,712</u> 314,874
分浜団地	7,136	1,652	5,484	<u>9,474</u> 11,443	<u>1.3</u> 1.6	<u>56,700</u> 54,900	<u>58,893</u> 57,549	<u>188,341</u> 182,096	<u>195,622</u> 190,890
波板団地	2,609	330	2,279	<u>11,595</u> 10,915	<u>4.4</u> 4.2	<u>13,600</u> 14,000	<u>15,067</u> 15,381	<u>94,257</u> 96,655	<u>104,385</u> 106,189
小指・大指団地	23,065	5,283	17,782	<u>32,971</u> 32,666	1.4	<u>133,000</u> 132,500	<u>140,552</u> 139,982	<u>447,598</u> 445,863	<u>473,017</u> 471,047
相川団地	17,993	<u>6,265</u> 6,268	<u>11,728</u> 11,725	<u>40,906</u> 36,567	<u>2.3</u> 2.0	<u>437,500</u> 439,600	<u>451,743</u> 452,338	<u>819,051</u> 822,483	<u>845,714</u> 846,312
小泊・大室団地	38,042	13,512	24,035	<u>70,767</u> 76,315	<u>1.9</u> 2.0	<u>582,100</u> 587,400	<u>607,235</u> 614,506	<u>1,035,561</u> 1,044,985	<u>1,080,272</u> 1,093,201
小室団地	13,603	5,982	7,621	<u>27,940</u> 28,414	2.1	124,100	<u>136,387</u> 136,595	158,183	<u>173,836</u> 174,102
白浜・長塩谷団地	28,270	7,601	20,669	<u>36,338</u> 38,030	1.3	<u>194,500</u> 193,000	<u>204,270</u> 203,225	<u>528,971</u> 524,920	<u>555,539</u> 552,725

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得単価 =④/①	⑥住宅敷地造成費	⑦住宅敷地整備費 =(④*②/①)+⑥	⑧関連公共施設等用地造成費	⑨関連公共施設用地等整備費 =(④*③/①)+⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共施設等用地面積 =3(1)③						
月浜・吉浜団地	m <sup>2</sup> 18,016	m <sup>2</sup> 2,972	m <sup>2</sup> 15,044	千円 33,681 34,111	千円 1.9	千円 50,100 51,100	千円 55,656 56,727	千円 253,747 258,370	千円 281,872 286,854
にっこり団地	57,025	10,886	45,639	43,786 62,513	0.8 1.1	346,900 357,600	355,259 369,534	1,454,564 1,499,429	1,489,607 1,549,460
釜谷崎団地	6,001	1,980	4,021	4,702 4,601	0.8	86,300 88,500	87,851 90,018	175,311 179,650	178,462 182,733
小網倉浜・清水田浜団地	20,169	4,239	15,930	19,612 17,899	1.0 0.9	114,000 115,100	118,122 118,862	411,312 415,587	426,802 429,724
大原浜団地	16,973	3,084	13,889	27,697 26,747	1.6	56,300 56,700	61,333 61,560	253,875 255,740	276,539 277,627
給分浜団地	17,269	4,482	12,787	58,677 60,971	3.4 3.5	97,100 98,400	112,329 114,224	264,416 268,025	307,864 313,172
小淵浜団地	51,786 51,796	10,919 10,890	40,867 40,906	84,098 87,069	1.6 1.7	314,000 308,800	331,732 327,106	1,175,688 1,160,257	1,242,054 1,229,020
十八成浜団地	22,808	2,310	20,498	31,403 32,384	1.4	25,000 28,100	28,181 31,380	220,248 247,113	248,470 276,217

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得単価 =④/①	⑥住宅敷地造成費	⑦住宅敷地整備費 =(④*②/①)+⑥	⑧関連公共施設等用地造成費	⑨関連公共施設用地等整備費 =(④*③/①)+⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共施設等用地面積 =3(1)③						
鮎川浜清崎団地	<u>25,114</u> 25,467	<u>4,288</u> 4,290	<u>17,870</u> 18,220			<u>126,200</u> 129,100	<u>126,200</u> 129,100	<u>519,805</u> 541,731	<u>519,805</u> 541,731
鮎川浜黒崎団地	<u>14,646</u> 14,645	<u>662</u> 660	<u>13,984</u> 13,985	<u>102,985</u> 107,916	<u>7.0</u> 7.4	<u>39,000</u> 29,300	<u>43,655</u> 34,163	<u>825,479</u> 621,370	<u>923,809</u> 724,423
鮎川浜熊野団地 (公営)	6,026		6,026					<u>189,223</u> 181,418	<u>189,223</u> 181,418
泊浜団地	<u>5,993</u> 5,945	595	<u>5,398</u> 5,350	<u>13,995</u> 14,279	<u>2.3</u> 2.4	<u>10,400</u> 10,700	<u>11,789</u> 12,129	<u>76,711</u> 78,290	<u>89,317</u> 91,140
谷川浜・祝浜団地	16,879	2,635	14,244	<u>22,781</u> 24,365	<u>1.3</u> 1.4	<u>119,300</u> 120,600	<u>122,856</u> 124,404	<u>645,431</u> 652,177	<u>664,656</u> 672,738
大谷川浜団地	17,657	4,295	13,362	<u>23,389</u> 24,403	<u>1.3</u> 1.4	<u>92,400</u> 93,500	<u>98,089</u> 99,436	<u>286,389</u> 289,789	<u>304,089</u> 308,256
鮫浦団地	<u>12,822</u> 12,821	1,761	<u>11,061</u> 11,060	<u>23,250</u> 26,198	<u>1.8</u> 2.0	<u>46,300</u> 46,700	<u>49,493</u> 50,298	<u>291,189</u> 293,609	<u>311,246</u> 316,209
前網浜団地	<u>9,868</u> 9,838	<u>2,600</u> 2,620	<u>7,268</u> 7,218	<u>22,663</u> 23,393	<u>2.3</u> 2.4	<u>31,300</u> 31,500	<u>37,271</u> 37,730	<u>87,758</u> 86,907	<u>104,450</u> 104,070

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得 単価 =④/①	⑥住宅敷地造 成費	⑦住宅敷地整備 費 =(④*②/①)+⑥	⑧関連公共施 設等用地造成 費	⑨関連公共施 設用地等整備 費 =(④*③/①)+ ⑧
	①総面積	②住宅敷地面 積 =3(2)①	③関連公共 施設等用地 面積 =3(1)③						
寄磯浜団地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	25,118	2,889	22,229	27,897	1.1	145,100	148,309	1,022,340	1,047,028
	25,115	2,890	22,225	30,995	1.2	144,600	148,167	1,018,118	1,045,546
計	935,182	199,405	722,983	1,941,639		7,413,600	7,856,162	25,707,896	27,187,896
	934,789	199,430	722,673	2,029,144		7,683,300	8,143,817	26,243,318	27,794,504

- (注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。
- 2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の 分譲価格	⑤分譲地の 市場価格	⑥住宅敷地 の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時 は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	m <sup>2</sup>		千円
祝田団地	貸付地	3	-	3	864	-	864	<u>32,216</u> 31,756	-	-	288.00	1.00000	<u>32,216</u> 31,756
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	3	-	3	864	-	864	<u>32,216</u> 31,756	-	-	288.00	1.00000	<u>32,216</u> 31,756
佐須団地	貸付地	<u>11</u> 10	-	<u>11</u> 10	<u>3,659</u> 3,328	-	<u>3,659</u> 3,328	<u>279,396</u> 308,401	-	-	<u>332.64</u> 332.80	<u>0.99206</u> 0.99158	<u>277,178</u> 305,804
	分譲地	-	<u>1</u>	<u>1</u>	-	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>30,581</u>	<u>2,310</u>	<u>2,310</u>	<u>330.00</u>	<u>1.00000</u>	<u>28,271</u>
	合計	<u>11</u> 10	<u>1</u>	11	<u>3,659</u> 3,328	<u>330</u>	<u>3,659</u> 3,658	<u>279,396</u> 338,982	<u>2,310</u>	<u>2,310</u>	<u>332.64</u> 332.55	<u>0.99206</u> 0.99233	<u>277,178</u> 334,090
小竹浜団地	貸付地	1	-	1	331	-	331	<u>25,654</u> 25,324	-	-	331.00	0.99697	<u>25,576</u> 25,247
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	1	-	1	331	-	331	<u>25,654</u> 25,324	-	-	331.00	0.99697	<u>25,576</u> 25,247
折浜・蛤浜団地	貸付地	5	-	5	<u>1,653</u> 1,652	-	<u>1,653</u> 1,652	<u>114,698</u> 114,388	-	-	<u>330.60</u> 330.40	<u>0.99818</u> 0.99878	<u>114,489</u> 114,248
	分譲地	-	1	1	-	<u>330</u> 331	<u>330</u> 331	<u>22,898</u> 22,919	※ <u>1,587</u> 2,317	※ <u>1,587</u> 2,317	<u>330.00</u> 331.00	<u>1.00000</u> 0.99697	<u>21,311</u> 20,540
	合計	5	1	6	<u>1,653</u> 1,652	<u>330</u> 331	1,983	<u>137,596</u> 137,307	<u>1,587</u> 2,317	<u>1,587</u> 2,317	330.50	0.99848	<u>135,802</u> 134,785

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	㎡		千円
桃浦団地	貸付地	1	-	1	331	-	331	<u>4,733</u> 4,744	-	-	331.00	0.99697	<u>4,719</u> 4,730
	分譲地	-	2	2	-	661	661	<u>9,451</u> 9,474	※ 4,627	※ 4,627	330.50	0.99848	<u>5,344</u> 4,840
	合計	1	2	3	331	661	992	<u>14,184</u> 14,218	<u>4,099</u> 4,627	<u>4,099</u> 4,627	330.67	0.99797	<u>10,065</u> 9,572
月浦団地	貸付地	4	-	4	1,322	-	1,322	<u>27,097</u> 26,915	-	-	330.50	0.99848	<u>27,056</u> 26,874
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	4	-	4	1,322	-	1,322	<u>27,097</u> 26,915	-	-	330.50	0.99848	<u>27,056</u> 26,874
荻浜団地	貸付地	11	-	11	3,496	-	3,496	<u>153,449</u> 156,228	-	-	317.82	1.00000	<u>153,449</u> 156,228
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	11	-	11	3,496	-	3,496	<u>153,449</u> 156,228	-	-	317.82	1.00000	<u>153,449</u> 156,228
牧浜団地	貸付地	4	-	4	1,328	-	1,328	<u>44,490</u> 44,440	-	-	332.00	0.99397	<u>44,222</u> 44,172
	分譲地	-	1	1	-	332	332	<u>11,122</u> 11,110	※ 2,324	※ 2,324	332.00	0.99397	<u>9,635</u> 8,733
	合計	4	1	5	1,328	332	1,660	<u>55,612</u> 55,550	<u>1,429</u> 2,324	<u>1,429</u> 2,324	332.00	0.99397	<u>53,856</u> 52,905

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	㎡		千円
竹浜団地	貸付地	2	-	2	661	-	661	<u>23,080</u> 23,224	-	-	330.50	0.99848	<u>23,045</u> 23,189
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	2	-	2	661	-	661	<u>23,080</u> 23,224	-	-	330.50	0.99848	<u>23,045</u> 23,189
鹿立浜団地	貸付地	9	-	9	2,886	-	2,886	<u>96,391</u> 96,245	-	-	320.67	1.00000	<u>96,391</u> 96,245
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	9	-	9	2,886	-	2,886	<u>96,391</u> 96,245	-	-	320.67	1.00000	<u>96,391</u> 96,245
福貴浦団地	貸付地	18	-	18	5,940	-	5,940	<u>246,307</u> 246,076	-	-	330.00	1.00000	<u>246,307</u> 246,076
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	18	-	18	5,940	-	5,940	<u>246,307</u> 246,076	-	-	330.00	1.00000	<u>246,307</u> 246,076
河北団地	貸付地	<u>110</u> 107	-	<u>110</u> 107	<u>36,277</u> 35,310	-	<u>36,277</u> 35,310	<u>1,786,379</u> 1,894,389	-	-	<u>329.79</u> 330.00	1.00000	<u>1,786,379</u> 1,894,389
	分譲地	-	<u>25</u> 28	<u>25</u> 28	-	<u>8,246</u> 9,240	<u>8,246</u> 9,240	<u>406,056</u> 495,728	※ 108,195 124,740	※ 108,195 124,740	<u>329.84</u> 330.00	1.00000	<u>297,861</u> 370,988
	合計	<u>110</u> 107	<u>25</u> 28	135	<u>36,277</u> 35,310	<u>8,246</u> 9,240	<u>44,523</u> 44,550	<u>2,192,435</u> 2,390,117	<u>108,195</u> 124,740	<u>108,195</u> 124,740	<u>329.80</u> 330.00	1.00000	<u>2,084,240</u> 2,265,377

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	㎡		千円
間垣団地	貸付地	2	-	2	661	-	661	<u>33,823</u> 33,756	-	-	330.50	0.99848	<u>33,772</u> 33,705
	分譲地	-	1	1	-	330	330	<u>16,886</u> 16,853	※ 2,002 1,980	※ 2,002 1,980	330.00	1.00000	<u>14,884</u> 14,873
	合計	2	1	3	661	330	991	<u>50,709</u> 50,609	<u>2,002</u> 1,980	<u>2,002</u> 1,980	330.33	0.99900	<u>48,658</u> 48,580
名振団地	貸付地	7	-	7	1,876	-	1,876	<u>62,621</u> 64,053	-	-	268.00	1.00000	<u>62,621</u> 64,053
	分譲地	-	1	1	-	331	331	<u>11,049</u> 11,302	※ 1,736 2,069	※ 1,736 2,069	331.00	0.99697	<u>9,285</u> 9,205
	合計	7	1	8	1,876	331	2,207	<u>73,670</u> 75,355	<u>1,736</u> 2,069	<u>1,736</u> 2,069	275.88	1.00000	<u>71,934</u> 73,286
船越団地	貸付地	11	-	11	<u>3,328</u> 3,332	-	<u>3,328</u> 3,332	<u>161,170</u> 164,127	-	-	<u>302.55</u> 303.00	1.00000	<u>161,170</u> 164,127
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	11	-	11	<u>3,328</u> 3,332	-	<u>3,328</u> 3,332	<u>161,170</u> 164,127	-	-	<u>302.55</u> 302.91	1.00000	<u>161,170</u> 164,127
熊沢・大須団地	貸付地	3	-	3	990	-	990	<u>37,422</u> 35,590	-	-	330.00	1.00000	<u>37,422</u> 35,590
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	3	-	3	990	-	990	<u>37,422</u> 35,590	-	-	330.00	1.00000	<u>37,422</u> 35,590

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	㎡		千円
羽坂・桑浜団地	貸付地	3	-	3	987	-	987	<u>11,777</u> 11,986	-	-	329.00	1.00000	<u>11,777</u> 11,986
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	3	-	3	987	-	987	<u>11,777</u> 11,986	-	-	329.00	1.00000	<u>11,777</u> 11,986
立浜団地	貸付地	11	-	11	3,631	-	3,631	<u>135,174</u> 140,103	-	-	330.09	0.99972	<u>135,136</u> 140,064
	分譲地	-	1	1	-	330	330	<u>12,285</u> 12,733	※ <u>1,584</u> 2,063	※ <u>1,584</u> 2,063	330.00	1.00000	<u>10,701</u> 10,670
	合計	11	1	12	3,631	330	3,961	<u>147,459</u> 152,836	<u>1,584</u> 2,063	<u>1,584</u> 2,063	330.08	0.99975	<u>145,839</u> 150,735
大浜団地	貸付地	5	-	5	1,651	-	1,651	<u>23,404</u> 23,259	-	-	330.20	0.99939	<u>23,390</u> 23,245
	分譲地	-	1	1	-	331	331	<u>4,692</u> 4,663	※ <u>1,804</u> 2,069	※ <u>1,804</u> 2,069	331.00	0.99697	<u>2,879</u> 2,586
	合計	5	1	6	1,651	331	1,982	<u>28,096</u> 27,922	<u>1,804</u> 2,069	<u>1,804</u> 2,069	330.33	0.99900	<u>26,266</u> 25,827
小島団地	貸付地	5	-	5	1,430	-	1,430	<u>68,913</u> 68,091	-	-	286.00	1.00000	<u>68,913</u> 68,091
	分譲地	-	2	2	-	658	658	<u>31,710</u> 31,332	※ <u>3,683</u> 4,113	※ <u>3,683</u> 4,113	329.00	1.00000	<u>28,027</u> 27,219
	合計	5	2	7	1,430	658	2,088	<u>100,623</u> 99,423	<u>3,683</u> 4,113	<u>3,683</u> 4,113	298.29	1.00000	<u>96,940</u> 95,310

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	㎡		千円
明神団地	貸付地	7	-	7	2,209	-	2,209	<u>195,806</u> 199,807	-	-	315.57	1.00000	<u>195,806</u> 199,807
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	7	-	7	2,209	-	2,209	<u>195,806</u> 199,807	-	-	315.57	1.00000	<u>195,806</u> 199,807
雄勝中心部A団地	貸付地	3	-	3	884	-	884	<u>26,149</u> 30,339	-	-	294.67	1.00000	<u>26,149</u> 30,339
	分譲地	-	2	2	-	660	660	<u>19,523</u> 22,652	※ 4,802 4,125	※ 4,802 4,125	330.00	1.00000	<u>14,721</u> 18,527
	合計	3	2	5	884	660	1,544	<u>45,672</u> 52,991	4,802 4,125	4,802 4,125	308.80	1.00000	<u>40,870</u> 48,866
雄勝中心部B団地	貸付地	<u>10</u> 13	-	<u>10</u> 13	<u>3,306</u> 4,297	-	<u>3,306</u> 4,297	<u>99,383</u> 113,064	-	-	<u>330.60</u> 330.54	<u>0.99818</u> 0.99836	<u>99,202</u> 112,879
	分譲地	-	<u>4</u> 1	<u>4</u> 1	-	<u>1,321</u> 330	<u>1,321</u> 330	<u>39,711</u> 8,683	※ 11,906 2,063	※ 11,906 2,063	<u>330.25</u> 330.00	<u>0.99924</u> 1.00000	<u>27,784</u> 6,620
	合計	<u>10</u> 13	<u>4</u> 1	14	<u>3,306</u> 4,297	<u>1,321</u> 330	4,627	<u>139,094</u> 121,747	<u>11,906</u> 2,063	<u>11,906</u> 2,063	330.50	0.99848	<u>126,995</u> 119,502
唐桑団地	貸付地	2	-	2	660	-	660	<u>42,795</u> 43,825	-	-	330.00	1.00000	<u>42,795</u> 43,825
	分譲地	-	2	2	-	660	660	<u>42,795</u> 43,825	※ 4,152 4,125	※ 4,152 4,125	330.00	1.00000	<u>38,643</u> 39,700
	合計	2	2	4	660	660	1,320	<u>85,590</u> 87,650	<u>4,152</u> 4,125	<u>4,152</u> 4,125	330.00	1.00000	<u>81,438</u> 83,525

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	㎡		千円
水浜団地	貸付地	<u>9</u> 10	-	<u>9</u> 10	<u>2,751</u> 2,972	-	<u>2,751</u> 2,972	<u>70,733</u> 79,715	-	-	<u>305.67</u> 297.00	1.00000	<u>70,733</u> 79,715
	分譲地	-	<u>3</u> 2	<u>3</u> 2	-	<u>881</u> 660	<u>881</u> 660	<u>22,652</u> 17,703	※ 4,125	※ 4,125	<u>293.67</u> 330.00	1.00000	<u>16,965</u> 13,578
	合計	<u>9</u> 10	<u>3</u> 2	12	<u>2,751</u> 2,972	<u>881</u> 660	3,632	<u>93,385</u> 97,418	<u>5,687</u> 4,125	<u>5,687</u> 4,125	302.67	1.00000	<u>87,698</u> 93,293
分浜団地	貸付地	5	-	5	1,652	-	1,652	<u>58,893</u> 57,549	-	-	330.40	0.99878	<u>58,821</u> 57,479
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	5	-	5	1,652	-	1,652	<u>58,893</u> 57,549	-	-	330.40	0.99878	<u>58,821</u> 57,479
波板団地	貸付地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	分譲地	-	1	1	-	330	330	<u>15,067</u> 15,381	※ 2,063	※ 2,063	330.00	1.00000	<u>13,714</u> 13,318
	合計	-	1	1	-	330	330	<u>15,067</u> 15,381	<u>1,353</u> 2,063	<u>1,353</u> 2,063	330.00	1.00000	<u>13,714</u> 13,318
小指・大指団地	貸付地	2	-	2	660	-	660	<u>17,559</u> 17,488	-	-	330.00	1.00000	<u>17,559</u> 17,488
	分譲地	-	14	14	-	4,623	4,623	<u>122,993</u> 122,494	※ 26,582	※ 26,582	330.21	0.99936	<u>99,748</u> 95,851
	合計	2	14	16	660	4,623	5,283	<u>140,552</u> 139,982	<u>23,181</u> 26,582	<u>23,181</u> 26,582	330.19	0.99942	<u>117,303</u> 113,334

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	㎡		千円
相川団地	貸付地	<u>7</u> 6	-	<u>7</u> 6	<u>2,308</u> 1,979	-	<u>2,308</u> 1,979	<u>166,420</u> 142,817	-	-	<u>329.71</u> 330.00	1.00000	<u>166,420</u> 142,817
	分譲地	-	<u>12</u> 13	<u>12</u> 13	-	<u>3,957</u> 4,289	<u>3,957</u> 4,289	<u>285,323</u> 309,521	※ 21,110 24,662	※ 21,110 24,662	<u>329.75</u> 330.00	1.00000	<u>264,213</u> 284,859
	合計	<u>7</u> 6	<u>12</u> 13	19	<u>2,308</u> 1,979	<u>3,957</u> 4,289	<u>6,265</u> 6,268	<u>451,743</u> 452,338	<u>21,110</u> 24,662	<u>21,110</u> 24,662	<u>329.74</u> 329.89	1.00000	<u>430,633</u> 427,676
小泊・大室団地	貸付地	<u>10</u> 15	-	<u>10</u> 15	<u>3,298</u> 4,946	-	<u>3,298</u> 4,946	<u>148,214</u> 224,937	-	-	<u>329.80</u> 329.73	1.00000	<u>148,214</u> 224,937
	分譲地	-	<u>31</u> 26	<u>31</u> 26	-	<u>10,214</u> 8,566	<u>10,214</u> 8,566	<u>459,021</u> 389,569	※ 51,627 49,255	※ 51,627 49,255	<u>329.48</u> 329.46	1.00000	<u>407,394</u> 340,314
	合計	<u>10</u> 15	<u>31</u> 26	41	<u>3,298</u> 4,946	<u>10,214</u> 8,566	13,512	<u>607,235</u> 614,506	<u>51,627</u> 49,255	<u>51,627</u> 49,255	329.56	1.00000	<u>555,608</u> 565,251
小室団地	貸付地	10	-	10	3,325	-	3,325	<u>75,809</u> 75,924	-	-	332.50	0.99248	<u>75,239</u> 75,353
	分譲地	-	8	8	-	2,657	2,657	<u>60,578</u> 60,671	※ 14,191 15,278	※ 14,191 15,278	332.13	0.99358	<u>46,089</u> 45,102
	合計	10	8	18	3,325	2,657	5,982	<u>136,387</u> 136,595	<u>14,191</u> 15,278	<u>14,191</u> 15,278	332.33	0.99298	<u>121,338</u> 120,465
白浜・長塩谷団地	貸付地	<u>11</u> 10	-	<u>11</u> 10	<u>3,635</u> 3,305	-	<u>3,635</u> 3,305	<u>97,687</u> 88,365	-	-	<u>330.45</u> 330.50	<u>0.99863</u> 0.99848	<u>97,553</u> 88,231
	分譲地	-	<u>12</u> 13	<u>12</u> 13	-	<u>3,966</u> 4,296	<u>3,966</u> 4,296	<u>106,583</u> 114,860	※ 21,635 24,702	※ 21,635 24,702	<u>330.50</u> 330.46	<u>0.99848</u> 0.99860	<u>84,819</u> 90,032
	合計	<u>11</u> 10	<u>12</u> 13	23	<u>3,635</u> 3,305	<u>3,966</u> 4,296	7,601	<u>204,270</u> 203,225	<u>21,635</u> 24,702	<u>21,635</u> 24,702	330.48	0.99854	<u>182,368</u> 178,262

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	㎡		千円
月浜・吉浜団地	貸付地	1	-	1	330	-	330	<u>6,180</u> 6,299	-	-	330.00	1.00000	<u>6,180</u> 6,299
	分譲地	-	8	8	-	2,642	2,642	<u>49,476</u> 50,428	※ 14,978 15,192	※ 14,978 15,192	330.25	0.99924	<u>34,472</u> 35,209
	合計	1	8	9	330	2,642	2,972	<u>55,656</u> 56,727	<u>14,978</u> 15,192	<u>14,978</u> 15,192	330.22	0.99933	<u>40,651</u> 41,507
にっこり団地	貸付地	21	-	21	<u>6,928</u> 6,927	-	<u>6,928</u> 6,927	<u>226,092</u> 235,143	-	-	<u>329.90</u> 329.86	1.00000	<u>226,092</u> 235,143
	分譲地	-	12	12	-	<u>3,958</u> 3,959	<u>3,958</u> 3,959	<u>129,167</u> 134,391	※ 23,234 22,764	※ 23,234 22,764	<u>329.83</u> 329.92	1.00000	<u>105,933</u> 111,627
	合計	21	12	33	<u>6,928</u> 6,927	<u>3,958</u> 3,959	10,886	<u>355,259</u> 369,534	<u>23,234</u> 22,764	<u>23,234</u> 22,764	329.88	1.00000	<u>332,025</u> 346,770
釜谷崎団地	貸付地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	分譲地	-	6	6	-	1,980	1,980	<u>87,851</u> 90,018	※ 11,032 11,385	※ 11,032 11,385	330.00	1.00000	<u>76,819</u> 78,633
	合計	-	6	6	-	1,980	1,980	<u>87,851</u> 90,018	<u>11,032</u> 11,385	<u>11,032</u> 11,385	330.00	1.00000	<u>76,819</u> 78,633
小網倉浜・清水田浜団地	貸付地	12	-	12	3,907	-	3,907	<u>108,871</u> 109,553	-	-	325.58	1.00000	<u>108,871</u> 109,553
	分譲地	-	1	1	-	332	332	<u>9,251</u> 9,309	※ 1,441 2,357	※ 1,441 2,357	332.00	0.99397	<u>7,763</u> 6,910
	合計	12	1	13	3,907	332	4,239	<u>118,122</u> 118,862	<u>1,441</u> 2,357	<u>1,441</u> 2,357	326.08	1.00000	<u>116,681</u> 116,505

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	㎡		千円
大原浜団地	貸付地	9	-	9	2,754	-	2,754	<u>54,770</u> 54,973	-	-	306.00	1.00000	<u>54,770</u> 54,973
	分譲地	-	1	1	-	330	330	<u>6,563</u> 6,587	※ 1,816 2,343	※ 1,816 2,343	330.00	1.00000	<u>4,747</u> 4,244
	合計	9	1	10	2,754	330	3,084	<u>61,333</u> 61,560	<u>1,816</u> 2,343	<u>1,816</u> 2,343	308.40	1.00000	<u>59,517</u> 59,217
給分浜団地	貸付地	5	-	5	1,514	-	1,514	<u>37,944</u> 38,584	-	-	302.80	1.00000	<u>37,944</u> 38,584
	分譲地	-	9	9	-	2,968	2,968	<u>74,385</u> 75,640	※ 17,394 21,073	※ 17,394 21,073	329.78	1.00000	<u>56,991</u> 54,567
	合計	5	9	14	1,514	2,968	4,482	<u>112,329</u> 114,224	<u>17,394</u> 21,073	<u>17,394</u> 21,073	320.14	1.00000	<u>94,935</u> 93,151
小湊浜団地	貸付地	22	-	22	<u>7,281</u> 7,260	-	<u>7,281</u> 7,260	<u>221,205</u> 218,071	-	-	<u>330.95</u> 330.00	<u>0.99712</u> 1.00000	<u>220,568</u> 218,071
	分譲地	-	11	11	-	<u>3,638</u> 3,630	<u>3,638</u> 3,630	<u>110,527</u> 109,035	※ 21,399 25,773	※ 21,399 25,773	<u>330.73</u> 330.00	<u>0.99779</u> 1.00000	<u>88,931</u> 83,262
	合計	22	11	33	<u>7,281</u> 7,260	<u>3,638</u> 3,630	<u>10,919</u> 10,890	<u>331,732</u> 327,106	<u>21,399</u> 25,773	<u>21,399</u> 25,773	<u>330.88</u> 330.00	<u>0.99734</u> 1.00000	<u>309,508</u> 301,333
十八成浜団地	貸付地	6	-	6	1,980	-	1,980	<u>24,155</u> 26,897	-	-	330.00	1.00000	<u>24,155</u> 26,897
	分譲地	-	1	1	-	330	330	<u>4,026</u> 4,483	※ 1,848 2,343	※ 1,848 2,343	330.00	1.00000	<u>2,178</u> 2,140
	合計	6	1	7	1,980	330	2,310	<u>28,181</u> 31,380	<u>1,848</u> 2,343	<u>1,848</u> 2,343	330.00	1.00000	<u>26,333</u> 29,037

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	m <sup>2</sup>		千円
鮎川浜清崎団地	貸付地	13	-	13	<u>4,288</u> 4,290	-	<u>4,288</u> 4,290	<u>126,200</u> 129,100	-	-	<u>329.85</u> 330.00	1.00000	<u>126,200</u> 129,100
	分譲地	-			-								
	合計	13		13	<u>4,288</u> 4,290		<u>4,288</u> 4,290	<u>126,200</u> 129,100			<u>329.85</u> 330.00	1.00000	<u>126,200</u> 129,100
鮎川浜黒崎団地	貸付地	2	-	2	<u>662</u> 660	-	<u>662</u> 660	<u>43,655</u> 34,163	-	-	<u>331.00</u> 330.00	<u>0.99697</u> 1.00000	<u>43,523</u> 34,163
	分譲地	-			-								
	合計	2		2	<u>662</u> 660		<u>662</u> 660	<u>43,655</u> 34,163			<u>331.00</u> 330.00	<u>0.99697</u> 1.00000	<u>43,523</u> 34,163
鮎川浜熊野団地 (公営)	貸付地		-			-			-	-			
	分譲地	-			-								
	合計								-	-	-	-	
泊浜団地	貸付地	2	-	2	595	-	595	<u>11,789</u> 12,129	-	-	297.50	1.00000	<u>11,789</u> 12,129
	分譲地	-			-								
	合計	2		2	595		595	<u>11,789</u> 12,129			297.50	1.00000	<u>11,789</u> 12,129

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
		区画	区画	区画	㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	㎡		千円
谷川浜・祝浜団地	貸付地	5	-	5	<u>1,646</u> 1,647	-	<u>1,646</u> 1,647	<u>76,744</u> 77,758	-	-	<u>329.20</u> 329.40	1.00000	<u>76,744</u> 77,758
	分譲地	-	3	3	-	<u>989</u> 988	<u>989</u> 988	<u>46,112</u> 46,646	※ 7,015	※ 7,015	<u>329.67</u> 329.33	1.00000	<u>41,809</u> 39,631
	合計	5	3	8	<u>1,646</u> 1,647	<u>989</u> 988	2,635	<u>122,856</u> 124,404	<u>4,303</u> 7,015	<u>4,303</u> 7,015	329.38	1.00000	<u>118,553</u> 117,389
大谷川浜団地	貸付地	<u>8</u> 9	-	<u>8</u> 9	<u>2,643</u> 2,974	-	<u>2,643</u> 2,974	<u>60,361</u> 68,853	-	-	<u>330.38</u> 330.44	<u>0.99884</u> 0.99866	<u>60,291</u> 68,761
	分譲地	-	<u>5</u> 4	<u>5</u> 4	-	<u>1,652</u> 1,321	<u>1,652</u> 1,321	<u>37,728</u> 30,583	※ 9,379	※ 9,379	<u>330.40</u> 330.25	<u>0.99878</u> 0.99924	<u>30,419</u> 21,188
	合計	<u>8</u> 9	<u>5</u> 4	13	<u>2,643</u> 2,974	<u>1,652</u> 1,321	4,295	<u>98,089</u> 99,436	<u>7,272</u> 9,379	<u>7,272</u> 9,379	330.38	0.99884	<u>90,712</u> 89,953
鮫浦団地	貸付地	6	-	6	1,761	-	1,761	<u>49,493</u> 50,298	-	-	293.50	1.00000	<u>49,493</u> 50,298
	分譲地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	6	-	6	1,761	-	1,761	<u>49,493</u> 50,298	-	-	293.50	1.00000	<u>49,493</u> 50,298
前網浜団地	貸付地	7	-	7	<u>2,271</u> 2,290	-	<u>2,271</u> 2,290	<u>32,555</u> 32,978	-	-	<u>324.43</u> 327.14	1.00000	<u>32,555</u> 32,978
	分譲地	-	1	1	-	<u>329</u> 330	<u>329</u> 330	<u>4,716</u> 4,752	※ 2,343	※ 2,343	<u>329.00</u> 330.00	1.00000	<u>3,401</u> 2,409
	合計	7	1	8	<u>2,271</u> 2,290	<u>329</u> 330	2,600 2,620	<u>37,271</u> 37,730	<u>1,315</u> 2,343	<u>1,315</u> 2,343	<u>325.00</u> 327.50	1.00000	<u>35,956</u> 35,387

住宅団地名		住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦	④分譲地の分譲価格	⑤分譲地の市場価格	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)②	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))* ⑦
		貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
寄磯浜団地	貸付地	区画 7	区画 -	区画 7	㎡ 2,228 2,230	㎡ -	㎡ 2,228 2,230	千円 114,376 114,330	千円 -	千円 -	㎡ 318.29 318.57	1.00000	千円 114,376 114,330
	分譲地	-	2	2	-	661 660	661 660	33,933 33,837	※ 2,673 4,686	※ 2,673 4,686	330.50 330.00	0.99848 1.00000	31,212 29,151
	合計	7	2	9	2,228 2,230	661 660	2,889 2,890	148,309 148,167	2,673 4,686	2,673 4,686	321.00 321.11	1.00000	145,636 143,481
計	貸付地	428 432	-	428 432	138,778 140,015	-	138,778 140,015	5,562,032 5,796,054	-	-	324.25 324.11	1.00000	5,562,032 5,791,726
	分譲地	-	184 180	184 180	-	60,627 59,415	60,627 59,415	2,294,130 2,347,763	※ 394,468 432,245	※ 394,468 432,245	329.49 330.08	1.00000 0.99975	1,899,662 1,914,797
	合計	428 432	184 180	612	138,778 140,015	60,627 59,415	199,405 199,430	7,856,162 8,143,817	394,468 432,245	394,468 432,245	325.83 325.87	1.00000	7,461,694 7,711,572

(注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。

2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

※ 分譲地の分譲価格及び市場価格については、今後精査した結果変動する場合があります。

現時点の分譲価格及び市場価格は、各地区におけるH24.1.31時点の近傍価格により算出した目安額を適用。

(5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分 及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
荻浜団地	・荻浜支所 ・荻浜公民館	3,456㎡	用地の区分：借地 借地先：石巻市	12.8%	—
河北団地	・公益的施設	330㎡	用地の区分：借地 借地先：石巻市	0.2%	—
雄勝中心部B団地	・雄勝総合支所 ・女川消防署雄勝出張所 ・河北警察署雄勝駐在所 ・宮城県漁業協同組合 雄勝町雄勝湾支所	<u>5,057㎡</u> 4,948㎡	分譲：宮城県 宮城県漁業協同組合 雄勝町雄勝湾支所 借地：石巻市	<u>9.9%</u> 9.7%	—
小泊・大室団地	・宮城県漁業協同組合 北上町十三浜支所	495㎡	用地の区分：分譲 分譲先：宮城県漁業協同組合 北上町十三浜支所	1.2%	—
にっこり団地	・河北警察駐在所	500㎡	用地の区分：分譲 分譲先：宮城県	0.7%	—
鮎川浜清崎団地	・障害福祉サービス事業所 ・市営保育所の園庭 ・石巻警察駐在所	<u>2,956㎡</u> 2,957㎡	分譲：宮城県 借地：社会福祉法人	<u>10.2%</u> 10.1%	※1

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。  
2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

※1 社会福祉法人：障害福祉サービス事業所の新設を含めた事業展開を想定した際の採算性の観点から借地とする。

(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			③用地取得費 =3(3)⑤*② 千円	④用地造成費 千円	⑤分譲地の 分譲価格 千円	⑥分譲地の 市場価格 千円	⑦補助対象経費 =(③+④)-Max(⑤, ⑥) 千円
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地 m <sup>2</sup>	分譲地 m <sup>2</sup>	②合計 m <sup>2</sup>					
荻浜団地	1		1	3,456		3,456	<u>5,530</u> 6,948	<u>146,300</u> 147,400	—	—	<u>151,830</u> 154,348
河北団地	1		1	330		330	<u>1,254</u> 1,308	<u>15,000</u> 16,400	—	—	<u>16,254</u> 17,708
雄勝中心部B団地	3 2	<u>2</u> 3	5	<u>4,370</u> 3,203	<u>687</u> 1,745	<u>5,057</u> 4,948	<u>11,125</u> 7,643	<u>140,900</u> 122,500	※ 10,906	※ 10,906	<u>145,681</u> 119,237
小泊・大室団地	—	1	1	—	495	495	<u>941</u> 993	<u>21,300</u> 21,500	※ 2,846	※ 2,846	<u>19,666</u> 19,647
にっこり団地	—	1	1	—	500	500	<u>400</u> 548	<u>15,900</u> 16,400	※ 2,875	※ 2,875	<u>13,341</u> 14,073
鮎川浜清崎団地	2	1	3	2,627	<u>329</u> 330	<u>2,956</u> 2,957		<u>6,600</u> 6,800	※ 2,343	※ 2,343	<u>4,683</u> 4,457
計	<u>7</u> 6	<u>5</u> 6	12	<u>10,783</u> 9,616	<u>2,011</u> 3,070	<u>12,794</u> 12,686	<u>19,250</u> 17,440	<u>346,000</u> 331,000	<u>13,795</u> 18,970	<u>13,795</u> 18,970	<u>351,455</u> 329,470

※ 分譲地の分譲価格及び市場価格については、今後精査した結果変動する場合があります。

現時点の分譲価格及び市場価格は、各地区におけるH24. 1. 31時点の近傍価格により算出した目安額を適用。

#### 4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,570千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	千円 <u>876,391</u> 1,918,813	戸 <u>226</u> 432	
住宅の建設及び土地の購入	住宅の建設及び土地の購入等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、住宅の建設等については利子総額4,570千円、住宅用地の購入については利子総額2,657千円を限界とした利子相当額を一括して補助する。	<u>466,473</u> 1,185,123	<u>103</u> 180	
計		<u>1,342,864</u> 3,103,936	<u>329</u> 612	

※平成26年4月改正により補助限度額を変更した。

5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
祝田団地	道路	W=6m L=45m 路面排水	千円 <u>9,949</u> 10,136	千円 <u>9,949</u> 10,136
	道路	W=4m L=62m 路面排水、滑り止め舗装	<u>9,581</u> 9,761	<u>9,581</u> 9,761
	管理用通路	W=3m L=102m 路面排水	<u>13,265</u> 13,514	<u>13,265</u> 13,514
	階段	W=3m (1箇所) L=23m	1,335	1,335
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm L=102m)	<u>4,743</u> 4,830	<u>4,743</u> 4,830
	広場	広場整備 (面積73㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	<u>7,239</u> 7,400	<u>7,239</u> 7,400
	その他	防火水槽 (40t 2基)	<u>28,642</u> 28,364	<u>28,642</u> 28,364
計			<u>74,754</u> 75,340	<u>74,754</u> 75,340

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
佐須団地	道路	W=6m L=554m 路面排水、滑り止め舗装	千円 64,333 63,645	千円 64,333 63,645
	管理用通路	W=3m L= 74m 路面排水	3,875 3,833	3,875 3,833
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=590m)	376,631 47,167	376,631 47,167
	広場	広場整備 (面積841㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	9,683 9,178	9,683 9,178
	その他	防火水槽 (40t 1基)	6,911 6,812	6,911 6,812
	計			461,433 130,635

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
小竹浜団地	道路	W=6m L=87m 路面排水、滑り止め舗装	千円 24,212 24,329	千円 24,212 24,329
	歩行者専用道路	通路 W=1m L=108m 階段 W=2m L=5m 路面排水	5,009 5,033	5,009 5,033
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm L=84m)	3,260 3,937	3,260 3,937
	広場	広場整備 (面積70㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	7,990 8,030	7,990 8,030
	その他	防火水槽 (40t 1基)	6,538 6,569	6,538 6,569
	計			47,009 47,898

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
折浜・蛤浜団地	道路	W=6m L=393m 路面排水	千円 <u>40,211</u> 40,210	千円 <u>40,211</u> 40,210
	階段	W=3m (1箇所) L=6m	<u>193</u> 1,543	<u>193</u> 1,543
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm L=432m)	<u>5,785</u> 6,384	<u>5,785</u> 6,384
	広場	広場整備 (面積532㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	<u>4,982</u> 6,180	<u>4,982</u> 6,180
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>6,439</u> 6,438	<u>6,439</u> 6,438
	計			<u>57,610</u> 60,755

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
桃浦団地	道路	W=6m L=260m 路面排水	千円 <u>23,964</u> 24,173	千円 <u>23,964</u> 24,173
	取付道路	W=6m L=505m 路面排水	<u>46,544</u> 46,952	<u>46,544</u> 46,952
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=321m)	<u>7,333</u> 7,398	<u>7,333</u> 7,398
	広場	広場整備 (面積590㎡、植栽、外柵、車止め)	<u>6,076</u> 6,128	<u>6,076</u> 6,128
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>5,167</u> 5,212	<u>5,167</u> 5,212
	計			<u>89,084</u> 89,863

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
月浦団地	道路	W=6m L=240m 路面排水	千円 <u>22,205</u> 23,413	千円 <u>22,205</u> 23,413
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=218m)	<u>4,646</u> 4,898	<u>4,646</u> 4,898
	その他	防火水槽 (40t 2基)	<u>8,918</u> 9,403	<u>8,918</u> 9,403
	広場	広場整備 (511㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	<u>3,029</u> 3,192	<u>3,029</u> 3,192
	汚水排水	汚水管 (φ150mm L=180m)	<u>7,353</u> 7,751	<u>7,353</u> 7,751
	計			<u>46,151</u> 48,657

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
荻浜団地	道路	W=6m L=409m 路面排水	千円 46,333 37,383	千円 46,333 37,383
	管理用通路	W=3m L=224m 路面排水	25,376 20,474	25,376 20,474
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=757m)	30,815 36,686	30,815 36,686
	広場	広場整備 (面積923㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	16,574 25,182	16,574 25,182
	その他	防火水槽 (40t 1基)	17,062 14,007	17,062 14,007
	階段	W=3m (1箇所) L=26m	2,719	2,719
	計			138,879 136,451

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
牧浜団地	道路	W=6m L=157m 路面排水、滑り止め舗装	千円 25,870 26,408	千円 25,870 26,408
	管理用通路	W=3m L=223m 路面排水	18,373 18,754	18,373 18,754
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm L=140m)	6,871 6,860	6,871 6,860
	広場	広場整備 (面積1129㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め、U型側溝)	15,915 15,889	15,915 15,889
	その他	防火水槽 (40t 1基)	6,551 6,541	6,551 6,541
	計			73,580 74,452

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
竹浜団地	道路	W=6m L=208m 路面排水	千円 <u>17,028</u> 17,399	千円 <u>17,028</u> 17,399
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm L=211m)	<u>3,690</u> 3,770	<u>3,690</u> 3,770
	広場	広場整備 (面積215㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	<u>2,169</u> 2,217	<u>2,169</u> 2,217
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>4,692</u> 4,795	<u>4,692</u> 4,795
	計			<u>27,579</u> 28,181

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
鹿立浜団地	道路	W=6m L=367m 路面排水	千円 <u>30,868</u> 30,921	千円 <u>30,868</u> 30,921
	飲用水供給施設	給水管 (φ 50mm～φ 75mm L=488m)	<u>7,459</u> 7,472	<u>7,459</u> 7,472
	広場	広場整備 (面積891㎡、植栽、外柵)	<u>5,630</u> 5,639	<u>5,630</u> 5,639
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>4,427</u> 4,435	<u>4,427</u> 4,435
	管理用通路	W=3m L=173m 路面排水	<u>7,275</u> 7,288	<u>7,275</u> 7,288
	計			<u>55,659</u> 55,755

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
福貴浦団地	道路	W=6m L=513m 路面排水	千円 72,593 91,261	千円 72,593 91,261
	取付道路	W=6m L=188m 路面排水	44,141 33,445	44,141 33,445
	管理用通路	W=3m L=62m 路面排水	5,212 5,515	5,212 5,515
	飲用水供給施設	給水管 (φ 50mm～φ 75mm L=709m)	19,978 20,907	19,978 20,907
	広場	広場整備 (面積1517㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	14,429 19,548	14,429 19,548
	その他	防火水槽 (40t 3基)	23,599 23,448	23,599 23,448
	計			179,952 194,124

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
河北団地	道路	W=12m L=902m 境界ブロック、路面排水	千円 <u>207,636</u> 266,514	千円 <u>207,636</u> 266,514
	道路	W=9m L=1,014m 境界ブロック、路面排水	<u>155,035</u> 198,762	<u>155,035</u> 198,762
	道路	W=6m L=3,884m 路面排水	<u>405,399</u> 523,023	<u>405,399</u> 523,023
	歩行者専用道路	<u>W=3m L=1,661m 路面排水</u> W=3m L=1,656m 路面排水	<u>97,219</u> 119,420	<u>97,219</u> 119,420
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ150mm L=6,880m)	<u>248,288</u> 251,287	<u>248,288</u> 251,287
	公園	<u>公園整備 (面積19,999㎡、植栽、外柵)</u> 公園整備 (面積19,500㎡、植栽、外柵)	<u>250,681</u> 181,089	<u>250,681</u> 181,089
	雨水排水	ボックスカルバート L=311m 既存水路切廻し	<u>56,645</u> 64,441	<u>56,645</u> 64,441
	汚水排水	汚水管 (φ150mm～φ250mm L=5,459m)	<u>452,110</u> 477,475	<u>452,110</u> 477,475
	その他	防火水槽 (40t 6基)	<u>35,577</u> 51,349	<u>35,577</u> 51,349
	その他	防災調整池 13,400m <sup>3</sup> ポンプ施設	<u>1,071,566</u> 1,063,291	<u>1,071,566</u> 1,063,291
	その他	国道45号取付改良 光ケーブル移設含む	<u>103,041</u> 62,814	<u>103,041</u> 62,814
	計			<u>3,083,197</u> 3,259,465

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
間垣団地	道路	W=6m L=128m 路面排水	千円 15,411 15,681	千円 15,411 15,681
	管理用通路	W=3m L=175m 路面排水	10,340 10,521	10,340 10,521
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm L=118m)	2,963 3,010	2,963 3,010
	広場	広場整備 (面積272㎡、植栽、外柵等)	3,244 3,293	3,244 3,293
	下水道	汚水桝 (φ150mm L=239m)	10,256 10,416	10,256 10,416
	その他	防火水槽 (40t 1基)	6,781 6,888	6,781 6,888
	計			48,995 49,809

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
名振団地	道路	W=6m L=864m 路面排水	千円 <u>89,737</u> 93,310	千円 <u>89,737</u> 93,310
	管理用通路	W=3m L=42m	<u>2,169</u> 2,256	<u>2,169</u> 2,256
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=798m)	<u>16,787</u> 17,454	<u>16,787</u> 17,454
	広場	広場整備 (面積1,493㎡、植栽、外柵)	<u>12,235</u> 12,723	<u>12,235</u> 12,723
	その他	防火水槽 (40t 2基)	<u>8,779</u> 9,128	<u>8,779</u> 9,128
	計			<u>129,707</u> 134,871

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
船越団地	道路	W=6m L=663m 路面排水	千円 83,434 78,261	千円 83,434 78,261
	緑道	W=3m L=128m	7,850 7,363	7,850 7,363
	飲用水供給施設	給水管 (φ 50mm～φ 75mm L=507m)	16,760 30,254	16,760 30,254
	広場	広場整備 (面積1,419㎡、植栽、外柵、張芝、車止め)	11,673 23,309	11,673 23,309
	その他	防火水槽 (40t 2基)	14,293 11,855	14,293 11,855
	計			134,010 151,042

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
熊沢・大須団地	管理用通路	W=2m 通路 L=93m 階段 L=9m	千円 <u>9,536</u> 9,492	千円 <u>9,536</u> 9,492
	拡幅道路	W=0.5~1.9m L=64m 既存道路部舗装打換え、水路整備	<u>15,055</u> 14,982	<u>15,055</u> 14,982
	飲用水供給施設	給水管 (φ20mm~φ75mm L=95m)	<u>2,356</u> 2,344	<u>2,356</u> 2,344
	広場	広場整備 (面積489㎡、植栽、外柵、車止め、芝張り)	<u>4,097</u> 3,429	<u>4,097</u> 3,429
	その他	防火水槽 (40t 2基)	<u>11,971</u> 11,914	<u>11,971</u> 11,914
	計			<u>43,015</u> 42,161

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
羽坂・桑浜団地	道路	W=6m L=44m 路面排水	千円 5,136 5,528	千円 5,136 5,528
	緑道	W=3m L=84m	4,595 4,947	4,595 4,947
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm L=137m)	2,421 2,633	2,421 2,633
	広場	広場整備 (面積917㎡、植栽、外柵、張芝、車止め、U型側溝)	4,179 2,161	4,179 2,161
	その他	防火水槽 (40t 1基)	4,019 4,370	4,019 4,370
	計			20,350 19,639

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
立浜団地	道路	W=6m L=648m	千円 <u>88,409</u> 91,531	千円 <u>88,409</u> 91,531
	飲用水供給施設	給水管 (φ20mm～φ75mm L=668m)	<u>24,261</u> 28,568	<u>24,261</u> 28,568
	広場	広場整備 (面積483㎡、植栽、外柵、張芝、車止め)	<u>6,055</u> 7,876	<u>6,055</u> 7,876
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>6,458</u> 6,431	<u>6,458</u> 6,431
	計			<u>125,183</u> 134,406

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
大浜団地	道路	W=6m L=290m 路面排水	千円 <u>28,037</u> 28,420	千円 <u>28,037</u> 28,420
	緑道	W=3m L=73m	<u>3,479</u> 3,526	<u>3,479</u> 3,526
	飲用水供給施設	給水管 (φ 50mm L=282m)	<u>3,762</u> 3,813	<u>3,762</u> 3,813
	広場	広場整備 (面積724㎡、植栽、外柵等)	<u>3,953</u> 4,007	<u>3,953</u> 4,007
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>5,140</u> 5,210	<u>5,140</u> 5,210
	計			<u>44,371</u> 44,976

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
小島団地	道路	W=6m L=270m 路面排水	千円 <u>29,261</u> 29,260	千円 <u>29,261</u> 29,260
	管理用通路	W=3m L=84m	4,910	4,910
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm L=423m)	6,985	6,985
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>6,969</u> 6,968	<u>6,969</u> 6,968
	計			<u>48,125</u> 48,123

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
明神団地	道路	W=6m L=108m 路面排水	千円 <u>24,742</u> 15,791	千円 <u>24,742</u> 15,791
	管理用通路	W=3m L=89m	<u>8,384</u> 5,350	<u>8,384</u> 5,350
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm L=84m)	<u>4,465</u> 3,890	<u>4,465</u> 3,890
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>6,896</u> 5,771	<u>6,896</u> 5,771
	計			<u>44,487</u> 30,802

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
雄勝中心部A団地	道路	W=6m L=661m 路面排水	千円 102,538 109,260	千円 102,538 109,260
	歩行者専用道路	W=3m 通路 L=127m 階段 L=30m	20,584 19,008	20,584 19,008
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm L=521m)	15,109 15,454	15,109 15,454
	広場	広場整備 (面積1,550㎡、植栽、外柵、張芝、車止め、U型側溝)	14,666 15,640	14,666 15,640
	その他	防火水槽 (40t 2基)	13,550 14,449	13,550 14,449
	計			166,447 173,811

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
雄勝中心部B団地	道路	W=6m L=831m ボックスカルバート、路面排水、補強土壁	千円 <u>215,874</u> 250,546	千円 <u>215,874</u> 250,546
	歩行者専用道路	W=3m 通路 L=78m 階段 L=28m	<u>33,713</u> 18,560	<u>33,713</u> 18,560
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ200mm L=1,073m)	<u>39,553</u> 106,353	<u>39,553</u> 106,353
	広場	広場整備 (面積1,401㎡、植栽、外柵、張芝、車止め)	<u>8,228</u> 11,679	<u>8,228</u> 11,679
	その他	防火水槽 (40t 2基)	<u>12,918</u> 12,517	<u>12,918</u> 12,517
	計			<u>310,286</u> 399,655

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
唐桑団地	道路	W=6m L=123m 路面排水	千円 <u>15,699</u> 16,646	千円 <u>15,699</u> 16,646
	飲用水供給施設	給水管 (φ 50mm～φ 75mm L=235m)	3,396	3,396
	広場	広場整備 (面積566㎡ 外柵、車止め、張芝)	6,426	6,426
	その他	防火水槽 (40t 1基)	6,164	6,164
	管理用通路	W=3m L=68m	<u>4,111</u> 4,359	<u>4,111</u> 4,359
	管理用通路	W=2m L=79m	<u>3,184</u> 3,376	<u>3,184</u> 3,376
	計			<u>38,980</u> 40,367

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
水浜団地	道路	W=6m L=728m	千円 <u>103,741</u> 107,251	千円 <u>103,741</u> 107,251
	歩行者専用道路	W=3m L=31m	<u>2,167</u> 2,240	<u>2,167</u> 2,240
	歩行者専用道路(階段)	W=3m L=10m	<u>668</u> 691	<u>668</u> 691
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=633m)	<u>19,030</u> 18,720	<u>19,030</u> 18,720
	広場	広場整備 (面積2,667㎡、植栽、外柵、車止め、芝張り)	<u>17,720</u> 17,970	<u>17,720</u> 17,970
	その他	防火水槽 (40t 2基)	<u>13,922</u> 13,694	<u>13,922</u> 13,694
	計			<u>157,248</u> 160,566

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
分浜団地	道路	W=6m L=309m 路面排水	千円 51,626 51,733	千円 51,626 51,733
	管理用通路	W=3m L=101m	8,972 8,991	8,972 8,991
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm L=233m)	5,431 6,968	5,431 6,968
	その他	防火水槽 (40t 1基)	6,847 6,862	6,847 6,862
	計			72,876 74,554

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
波板団地	飲用水供給施設	給水管 (φ20mm L=21m)	千円 <u>4,379</u> 4,389	千円 <u>4,379</u> 4,389
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>7,144</u> 7,160	<u>7,144</u> 7,160
	管理用通路	W=3m L=101m	<u>20,496</u> 20,540	<u>20,496</u> 20,540
	広場	広場整備 (面積605㎡、植栽、外柵、張芝、車止め)	<u>10,103</u> 11,287	<u>10,103</u> 11,287
	計			<u>42,122</u> 43,376

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
小指・大指団地	道路	W=6m L=628m 路面排水	千円 <u>63,616</u> 64,856	千円 <u>63,616</u> 64,856
	道路	W=3m L=126m	<u>6,382</u> 6,506	<u>6,382</u> 6,506
	管理用通路	W=3m L=205m	<u>10,383</u> 10,586	<u>10,383</u> 10,586
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm～φ100mm L=588m)	<u>8,804</u> 9,612	<u>8,804</u> 9,612
	広場	広場整備 (面積609㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	<u>8,070</u> 8,227	<u>8,070</u> 8,227
	その他	防火水槽 (40t 2基)	<u>13,793</u> 14,063	<u>13,793</u> 14,063
	計			<u>111,048</u> 113,850

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
相川団地	道路	W=6m L=466m 路面排水	千円 <u>87,992</u> 81,635	千円 <u>87,992</u> 81,635
	管理用通路	W=3m L=397m 路面排水	<u>37,481</u> 34,774	<u>37,481</u> 34,774
	階段	W=3m L=5m	<u>472</u> 438	<u>472</u> 438
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm～φ100mm L=433m)	<u>10,989</u> 12,264	<u>10,989</u> 12,264
	広場	広場整備 (面積999㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	<u>8,119</u> 12,032	<u>8,119</u> 12,032
	その他	防火水槽 (40t 2基)	<u>15,202</u> 14,080	<u>15,202</u> 14,080
	計			<u>160,255</u> 155,223

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
小泊・大室団地	道路	W=6m L=907m 路面排水	千円 <u>104,076</u> 112,455	千円 <u>104,076</u> 112,455
	道路	W=3m L=70m	<u>558</u> 4,340	<u>558</u> 4,340
	管理用通路	W=3m L=937m 路面排水	<u>44,333</u> 58,088	<u>44,333</u> 58,088
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm L=784m)	<u>31,584</u> 32,033	<u>31,584</u> 32,033
	広場	広場整備 (面積1,828㎡、植栽、外柵、ダスト舗装及び張芝、車止め)	<u>22,714</u> 40,456	<u>22,714</u> 40,456
	その他	防火水槽 (40t 3基)	<u>19,912</u> 26,261	<u>19,912</u> 26,261
	計			<u>223,177</u> 273,633

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
小室団地	道路	W=6m L=586m 路面排水	千円 68,664	千円 68,664
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm～φ100mm L=578m)	8,444	8,444
	広場	広場整備 (面積576㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	22,696	22,696
	その他	防火水槽 (40t 2基)	8,995	8,995
	計			108,799

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
白浜・長塩谷団地	道路	W=6m L=1,073m 路面排水	千円 <u>149,438</u> 149,093	千円 <u>149,438</u> 149,093
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm～φ100mm L=954m)	<u>23,422</u> 26,189	<u>23,422</u> 26,189
	広場	広場整備 (面積844㎡、植栽、外柵、車止め、芝張り)	<u>15,717</u> 17,761	<u>15,717</u> 17,761
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>9,184</u> 9,392	<u>9,184</u> 9,392
	管理用通路	W=2m 通路 L=87m 階段 L=18m	<u>4,874</u> 4,863	<u>4,874</u> 4,863
	放流施設	ふとんかご (H500×W1200)	<u>739</u> 756	<u>739</u> 756
	計			<u>203,374</u> 208,054

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
月浜・吉浜団地	道路	W=6m L=576m	千円 <u>37,327</u> 45,410	千円 <u>37,327</u> 45,410
	管理用通路	W=3m L=114m	<u>1,621</u> 1,615	<u>1,621</u> 1,615
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm～φ100mm L=482m)	<u>10,203</u> 10,161	<u>10,203</u> 10,161
	広場	広場整備 (面積633㎡、植栽、外柵、車止め)	<u>5,520</u> 5,616	<u>5,520</u> 5,616
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>6,683</u> 6,658	<u>6,683</u> 6,658
	計			<u>61,354</u> 69,460

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
にっこり団地	道路	W=9.5m L=744m 境界ブロック、路面排水	千円 <u>157,999</u> 138,838	千円 <u>157,999</u> 138,838
	道路	W=6m L=1,355m 路面排水	<u>181,739</u> 159,699	<u>181,739</u> 159,699
	道路	W=5m L=235m 路面排水	<u>26,266</u> 23,080	<u>26,266</u> 23,080
	緑道	W=3m L=173m 路面排水	<u>11,602</u> 10,195	<u>11,602</u> 10,195
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm～φ100mm L=2,012m)	<u>66,495</u> 63,549	<u>66,495</u> 63,549
	広場	広場整備(面積2,700㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め、U型側溝)	<u>23,522</u> 27,239	<u>23,522</u> 27,239
	下水道	污水管 (φ150mm L=1,584m)	<u>82,182</u>	<u>82,182</u>
	切回し排水路	排水管 (φ600mm L=264m)	<u>36,752</u> 40,347	<u>36,752</u> 40,347
	その他	防火水槽 (40t 2基)	<u>14,039</u> 13,036	<u>14,039</u> 13,036
	その他	防災調整池 8,851m <sup>3</sup>	<u>177,764</u> 168,856	<u>177,764</u> 168,856
	計			<u>696,178</u> 727,021

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
釜谷崎団地	道路	W=6m L=177m	千円 <u>15,356</u> 15,357	千円 <u>15,356</u> 15,357
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm～φ100mm L=157m)	<u>2,001</u> 2,000	<u>2,001</u> 2,000
	広場	広場整備 (面積495㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	<u>4,326</u> 4,325	<u>4,326</u> 4,325
	下水道	汚水管 (φ150mm L=111m)	3,486	3,486
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>4,161</u> 4,162	<u>4,161</u> 4,162
	計			29,330

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
小網倉浜・清水田浜団地	道路	W=6m L=547m 路面排水、滑り止め舗装	千円 <u>77,708</u> 79,431	千円 <u>77,708</u> 79,431
	管理用通路	W=3m L=182m 路面排水	<u>12,948</u> 13,214	<u>12,948</u> 13,214
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=570m)	<u>12,224</u> 12,491	<u>12,224</u> 12,491
	広場	広場整備 (面積812㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	<u>5,307</u> 5,424	<u>5,307</u> 5,424
	その他	防火水槽 (40t 2基)	<u>8,908</u> 9,105	<u>8,908</u> 9,105
	計			<u>117,095</u> 119,665

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
大原浜団地	道路	W=6m L=679m 路面排水	千円 <u>53,718</u> 53,940	千円 <u>53,718</u> 53,940
	飲用水供給施設	給水管 (φ 50mm～φ 75mm L=540m ポンプ施設)	<u>104,302</u> 107,065	<u>104,302</u> 107,065
	広場	広場整備 (面積752㎡、植栽、外柵)	<u>6,980</u> 7,037	<u>6,980</u> 7,037
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>5,599</u> 5,622	<u>5,599</u> 5,622
	その他	防災調整池 (2,323m <sup>3</sup> )	<u>79,108</u> 79,433	<u>79,108</u> 79,433
	計			<u>249,707</u> 253,097

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
給分浜団地	道路	W=6m L=481m 路面排水	千円 43,665 —— 44,898	千円 43,665 —— 44,898
	取付道路	W=6m L=187m 路面排水、滑り止め舗装	16,976 —— 17,455	16,976 —— 17,455
	管理用通路	W=3m L=164m 路面排水	7,444 —— 7,655	7,444 —— 7,655
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm L=680m)	10,342 —— 10,635	10,342 —— 10,635
	広場	広場整備 (面積693㎡、植栽、外柵)	3,413 —— 3,506	3,413 —— 3,506
	その他	防火水槽 (40t 2基)	8,871 —— 9,122	8,871 —— 9,122
	計			90,711 —— 93,271

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
小湊浜団地	道路	W=6m L=1,650m 路面排水	千円 277,302 290,888	千円 277,302 290,888
	管理用通路	W=3m 通路 L=252m 階段 L=10m	20,586 22,349	20,586 22,349
	階段	W=1m L=95m (水路管理用 2箇所)	20,187 21,228	20,187 21,228
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=2,057m ポンプ施設)	163,022 190,665	163,022 190,665
	広場	広場整備 (面積2,653㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	23,399 16,235	23,399 16,235
	その他	防火水槽 (40t 3基)	21,413 21,751	21,413 21,751
	計			525,909 563,116

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
十八成浜団地	道路	W=6m L=638m 路面排水	千円 83,688 98,150	千円 83,688 98,150
	取付道路	W=6m L=415m 路面排水	54,436 63,843	54,436 63,843
	管理用通路	W=3m L=107m 路面排水	7,018 8,230	7,018 8,230
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm L=608m)	13,091 15,354	13,091 15,354
	広場	広場整備 (面積3,527㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	11,009 12,908	11,009 12,908
	下水道	汚水管 (φ200mm L=751m)	27,618 32,391	27,618 32,391
	その他	防火水槽 (40t 2基)	8,201 9,618	8,201 9,618
計			205,061 240,494	205,061 240,494

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
鮎川浜清崎団地	道路	W=6m L=952m 路面排水、滑り止め舗装	千円 131,200 175,905	千円 131,200 175,905
	歩行者専用道路	W=3m 通路 L=10m 階段 L=10m 路面排水	4,747 4,982	4,747 4,982
	管理用通路	W=3m L=131m 路面排水	9,027 12,103	9,027 12,103
	飲用水供給施設	給水管 (φ 50mm～φ 75mm L=803m)	26,858 25,359	26,858 25,359
	広場	広場整備 (面積1,219㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め、U型側溝)	16,131 13,834	16,131 13,834
	下水道	汚水管 (φ 150mm L=776m)	33,052 56,735	33,052 56,735
	下水施設	下水ポンプ (一式)	16,200 15,300	16,200 15,300
	その他	防火水槽 (40t 2基)	10,999 16,153	10,999 16,153
	計			248,214 320,371

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
鮎川浜黒崎団地	道路	W=6m L=582m 路面排水、滑り止め舗装	千円 <u>103,529</u> 102,342	千円 <u>103,529</u> 102,342
	管理用通路	W=3m L=212m 路面排水	<u>18,356</u> 18,146	<u>18,356</u> 18,146
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=582m)	<u>14,134</u> 105,979	<u>14,134</u> 105,979
	広場	広場整備 (面積788㎡、植栽、外柵、ダスト舗装)	<u>9,662</u> 8,331	<u>9,662</u> 8,331
	下水道	汚水管 (φ150mm L=582m)	<u>23,247</u> 23,254	<u>23,247</u> 23,254
	その他	防火水槽 (40t 2基)	<u>11,212</u> 14,366	<u>11,212</u> 14,366
	計			<u>180,140</u> 272,418

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
鮎川浜熊野団地 (公営)	道路	W=6m L=512m 路面排水、滑り止め舗装	千円 44,833 71,040	千円 44,833 71,040
	歩行者専用道路	W=3m 通路 L=31m 階段 L=4m 路面排水	5,493 6,389	5,493 6,389
	管理用通路	W=3m L=54m 路面排水	2,365 3,746	2,365 3,746
	飲用水供給施設	給水管 (φ 50mm～φ 75mm L=261m)	10,686 16,188	10,686 16,188
	広場	広場整備 (面積140㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め、U型側溝)	2,510 3,340	2,510 3,340
	下水道	汚水管 (φ 150mm L=273m)	12,442 16,751	12,442 16,751
	その他	防火水槽 (40t 1基)	4,821 7,039	4,821 7,039
	計			83,150 124,493

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
泊浜団地	道路	W=6m L=315m 路面排水	千円 36,365 — 38,906	千円 36,365 — 38,906
	階段	W=3m L=35m	7,045 — 7,537	7,045 — 7,537
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=315m)	3,307 — 3,538	3,307 — 3,538
	広場	広場整備 (面積999㎡、植栽、外柵、車止め)	5,152 — 5,513	5,152 — 5,513
	計			51,869 — 55,494

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
谷川浜・祝浜団地	道路	W=6m L=281m 路面排水	千円 41,271 41,410	千円 41,271 41,410
	取付道路	W=6m L= 293m 路面排水、滑り止め舗装	43,033 43,179	43,033 43,179
	管理用通路	W=3m L=137m 路面排水	10,061 10,095	10,061 10,095
	排水路	排水路 L=170m	19,368 18,268	19,368 18,268
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=574m)	95,380 106,382	95,380 106,382
	広場	広場整備 (面積622㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	4,112 6,184	4,112 6,184
	その他	防火水槽 (40t 1基)	7,390 7,165	7,390 7,165
計			220,615 232,683	220,615 232,683

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
大谷川浜団地	道路	W=6m L=368m 路面排水	千円 <u>60,518</u> 60,322	千円 <u>60,518</u> 60,322
	取付道路	W=6m L=275m 路面排水、滑り止め舗装	<u>45,224</u> 45,078	<u>45,224</u> 45,078
	緑道	W=3m L=147m 路面排水	<u>12,087</u> 12,048	<u>12,087</u> 12,048
	飲用水供給施設	給水管 (φ 50mm～φ 75mm L=662m)	<u>63,911</u> 67,775	<u>63,911</u> 67,775
	広場	広場整備 (面積630㎡、植栽、外柵)	<u>6,435</u> 6,416	<u>6,435</u> 6,416
	その他	防火水槽 (40t 1基)	<u>6,820</u> 6,799	<u>6,820</u> 6,799
	計			<u>194,995</u> 198,438

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
鮫浦団地	道路	W=6m L=520m 路面排水	千円 70,945 74,347	千円 70,945 74,347
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm～φ100mm L=541m)	30,474 30,621	30,474 30,621
	広場	広場整備 (面積804㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	10,329 10,929	10,329 10,929
	その他	防火水槽 (40t 2基)	12,073 12,652	12,073 12,652
	管理用通路	W=3m L=102m 路面排水	6,958 7,292	6,958 7,292
	計			130,779 135,841

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
前網浜団地	道路	W=6m L=395m 路面排水	千円 42,671 —— 44,606	千円 42,671 —— 44,606
	飲用水供給施設	給水管 (φ75mm～φ100mm L=395m)	7,906 —— 8,265	7,906 —— 8,265
	広場	広場整備 (面積466㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め)	8,710 —— 9,104	8,710 —— 9,104
	その他	防火水槽 (40t 2基)	9,411 —— 9,837	9,411 —— 9,837
	計			68,698 —— 71,812

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
寄磯浜団地	道路	W=6m L=488m 路面排水	千円 72,814 67,508	千円 72,814 67,508
	取付道路	W=6m L=469m 路面排水、滑り止め舗装	69,979 64,880	69,979 64,880
	管理用通路	W=3m L=69m 路面排水	5,148 4,773	5,148 4,773
	階段	W=3m L=36m	10,090 10,569	10,090 10,569
	飲用水供給施設	給水管 (φ50mm～φ75mm L=582m)	10,945 46,339	10,945 46,339
	広場	広場整備 (面積820㎡、植栽、外柵、ダスト舗装、車止め、U型側溝)	13,146 18,036	13,146 18,036
	その他	防火水槽 (40t 1基)	7,167 6,702	7,167 6,702
計			189,289 218,807	189,289 218,807
総計			9,910,836 10,335,104	9,910,836 10,335,104

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
本庁半島地域 祝田A地区 祝田地区	<u>(1,649)</u> (5,164) <u>1,649</u> 5,164	<u>(526)</u> (3,427) <u>526</u> 3,427	㎡	※ <u>9,200</u> 8,000	※ <u>5,662</u> 8,000	円	<u>18,149</u> 68,728	<u>1,771</u> 22,487	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 佐須A地区 佐須地区	<u>(5,248)</u> (10,235) <u>5,248</u> 10,235	<u>(576)</u> (864) <u>576</u> 864	㎡	※ <u>5,197</u> 4,700	※ <u>4,865</u> 4,700	円	<u>30,075</u> 52,165	<u>2,634</u> 87,687	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 小竹浜A地区 小竹浜地区	<u>(5,414)</u> (8,927) <u>5,414</u> 8,927	<u>(335)</u> (1,361) <u>335</u> 1,361	㎡	※ <u>4,242</u> 3,600	※ <u>3,666</u> 3,600	円	<u>24,193</u> 37,037	<u>49,058</u> 110,879	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 折浜A地区 折浜地区	<u>(4,026)</u> (7,522) <u>4,026</u> 7,522	<u>(1,059)</u> (2,113) <u>1,059</u> 2,113	㎡	※ <u>3,305</u> 2,900	※ <u>3,588</u> 2,900	円	<u>17,104</u> 27,942	<u>60,403</u> 255,584	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 蛤浜A地区 蛤浜地区	<u>(2,036)</u> (3,315) <u>2,036</u> 3,315	<u>(131)</u> (586) <u>131</u> 586	㎡	※ <u>3,654</u> 3,100	※ <u>3,788</u> 3,100	円	<u>8,065</u> 13,050	<u>986</u> 22,589	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 桃浦A地区 桃浦地区	<u>(33,395)</u> (42,524) <u>33,395</u> 42,524	<u>(6,401)</u> (9,674) <u>6,401</u> 9,674	㎡	※ <u>4,925</u> 4,300	※ <u>4,881</u> 4,300	円	<u>198,004</u> 227,540	<u>7,868</u> 69,834	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
本庁半島地域 月浦A地区 月浦地区	(6,598) (10,688) 6,598 10,688	(1,009) (1,522) 1,009 1,522	(455) (453) 455 453	※ 3,514 2,900	※ 3,500 2,900	※ 1,385 1,200	27,347 35,953	3,826 24,825	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 侍浜A地区 侍浜地区	(583) 583			3,200			1,866	149	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 荻浜A地区 荻浜地区	(12,866) (21,355) 12,866 21,355	(3,104) (3,091) 3,104 3,091	(555) (550) 555 550	※ 5,070 3,900	※ 4,645 3,900	※ 1,984 1,500	80,749 96,164	166,191 192,803	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 小積浜A地区 小積浜地区	(12,848) (19,236) 12,848 19,236	(9,016) (13,381) 9,016 13,381	(1,226) (2,382) 1,226 2,382	※ 3,712 3,000	※ 2,792 3,000	※ 1,284 1,100	74,435 100,471	7,764 12,911	産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 牧浜A地区 牧浜地区	(4,682) (9,311) 4,682 9,311	(364) 364		※ 3,998 2,700	2,700		18,718 26,123	2,226 27,664	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 竹浜A地区 竹浜地区	(3,504) (6,825) 3,504 6,825	(799) (1,930) 799 1,930		※ 3,419 2,400	※ 3,553 2,400		14,819 21,012	22,393 48,402	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
本庁半島地域 <u>狐崎浜A地区</u> 狐崎浜地区	<u>(2,452)</u> 2,452			<u>2,800</u>			<u>6,866</u>	<u>1,356</u>	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 <u>鹿立浜A地区</u> 鹿立浜地区	<u>(3,725)</u> (7,812) <u>3,725</u> 7,812	<u>(282)</u> (1,159) <u>282</u> 1,159	<u>(1,797)</u> 1,797	※ <u>3,801</u> 2,500	※ <u>4,066</u> 2,500	<u>1,100</u>	<u>15,307</u> 24,404	<u>44,173</u> 67,099	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
本庁半島地域 <u>福貴浦A地区</u> 福貴浦地区	<u>(1,777)</u> (13,280) <u>1,777</u> 13,280	<u>(31)</u> (3,480) <u>31</u> 3,480		※ <u>4,366</u> 2,400	※ <u>4,154</u> 2,400		<u>7,887</u> 40,224	<u>47,949</u> 69,910	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
河北地域 <u>間垣A地区</u> 間垣地区	<u>(24,408)</u> (29,025) <u>24,408</u> 29,025	<u>(2,473)</u> (4,271) <u>2,473</u> 4,271	<u>(2,805)</u> (2,887) <u>2,805</u> 2,887	※ <u>4,570</u> 4,600	※ <u>4,592</u> 4,600	※ <u>1,604</u> 1,600	<u>127,408</u> 157,781	<u>3,476</u> 287	産業復興と併せ、今後検討を行う。
河北地域 <u>釜谷A地区</u> 釜谷地区	<u>(79,623)</u> (80,640) <u>79,623</u> 80,640	<u>(11,345)</u> (13,020) <u>11,345</u> 13,020	<u>(19,531)</u> (20,641) <u>19,531</u> 20,641	※ <u>5,271</u> 4,700	※ <u>5,030</u> 4,700	※ <u>1,545</u> 1,620	<u>506,930</u> 473,640	<u>23,207</u>	産業復興と併せ、今後検討を行う。
河北地域 <u>長面A地区</u> 長面地区	<u>(104,532)</u> (107,818) <u>104,532</u> 107,818	<u>(23,761)</u> (18,771) <u>23,761</u> 18,771	<u>(72,982)</u> (77,129) <u>72,982</u> 77,129	※ <u>4,299</u> 3,700	※ <u>3,606</u> 3,700	※ <u>1,213</u> 1,200	<u>623,599</u> 560,934	<u>38,736</u>	産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
河北地域 尾崎A地区 尾崎地区	(20,876) 46,575	(1,139) 2,215	(72) 72	※ 3,909 3,200	※ 3,380 3,200	1,250	85,451 156,218	33,444 412,698	産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 名振A地区 名振地区	(29,207) 36,356	(7,454) 9,407	(2,417) 2,998	※ 3,748 3,500	※ 3,753 3,500	※ 1,419 1,300	140,877 164,068	23,763 8,220	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 船越A地区 船越地区	(47,776) 52,117	(2,683) 4,933	(78) 78	※ 4,467 4,300	※ 4,693 4,300	※ 4,969 1,400	226,374 245,424	70,194 118,052	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 荒A地区 荒地区	(554) 3,962			※ 2,547 2,300			1,411 9,113	388	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 大須A地区 大須地区	(2,075) 5,570	(584) 584		※ 3,599 3,300	3,300		7,468 20,308	1,136 66,642	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 熊沢A地区 熊沢地区	(2,369) 5,994	(491) 589		※ 3,307 2,700	※ 3,306 2,700		9,457 17,774	1,113 2,765	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
雄勝地域 <u>羽坂A地区</u> 羽坂地区	(2,810) 2,808			※ 3,021 2,800			8,488 7,862	776 664	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 <u>桑浜A地区</u> 桑浜地区	(3,247) 6,437			※ 3,129 2,600			10,159 16,736	1,261 1,423	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 <u>立浜A地区</u> 立浜地区	(10,915) 23,976	(682) 1,691	(421) 421	※ 4,244 3,700	※ 4,577 3,700	1,300	49,445 95,515	2,517 114,849	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 <u>大浜A地区</u> 大浜地区	(14,400) 22,965	(1,989) 2,597	(481) 1,007	※ 4,259 3,600	※ 4,365 3,600	※ 1,474 1,300	70,715 93,332	4,515 8,382	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 <u>小島A地区</u> 小島地区	(11,905) 13,127	(1,236) 1,409	(1,464) 1,461	※ 4,683 4,500	※ 4,832 4,500	※ 2,181 1,500	64,921 67,604	4,092 24,124	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 <u>明神A地区</u> 明神地区	(27,431) 29,547	(3,192) 3,529	(1,622) 1,619	※ 4,931 4,700	※ 5,257 4,700	※ 2,866 1,500	156,702 157,886	32,439 49,782	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
雄勝地域 伊勢畑(丁目)A地区 伊勢畑(丁目)地区	(1,659) 1,659	(539) 539	※ 484	※ 10,284 8,200	※ 10,868 8,200	※ 2,364 2,300	22,919 18,023	701 368	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 伊勢畑字A地区 伊勢畑字地区	(29,515) (32,374) 29,515 32,374	(3,927) (5,102) 3,927 5,102	※ 484	※ 7,576 7,000	※ 7,642 7,000	※ 2,364 2,300	254,768 263,445	10,813 27,937	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 下雄勝(丁目)A地区 下雄勝(丁目)地区	(28,057) (33,305) 28,057 33,305	(4,665) (4,305) 4,665 4,305	※ 500	※ 9,676 8,200	※ 10,597 8,200	※ 6,634 2,300	324,233 309,552	9,851 28,615	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 下雄勝字A地区 下雄勝字地区	(4,907) (5,432) 4,907 5,432	(1,034) (1,718) 1,034 1,718	※ 412	※ 7,876 7,700	※ 7,914 7,700	※ 2,361 2,300	47,806 56,003	1,884 1,328	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 上雄勝(丁目)A地区 上雄勝(丁目)地区	(26,578) (29,609) 26,578 29,609	(8,472) (7,028) 8,472 7,028	※ 412	※ 9,779 8,200	※ 9,409 8,200	※ 2,361 2,300	339,628 300,423	15,388 6,707	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 上雄勝字A地区 上雄勝字地区	(7,424) (10,813) 7,424 10,813	(1,011) (865) 1,011 865	※ 1,085	※ 7,934 7,100	※ 7,639 7,100	※ 2,787 2,300	69,654 85,409	4,180 23,601	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
雄勝地域 小淵A地区 小淵地区	(22,449) (23,261) 22,449 23,261	(10,155) (10,849) 10,155 10,849	(893)  893	※ 7,893 7,700	※ 7,684 7,700	※ 4,862 2,500	259,565 264,880	3,422 5,942	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 味噌作A地区 味噌作地区	(33,656) (43,007) 33,656 43,007	(2,752) (3,443) 2,752 3,443	(12,370) (17,681) 12,370 17,681	※ 7,790 7,300	※ 7,240 7,300	※ 3,005 2,500	319,260 383,288	17,615 32,813	産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 折下A地区 折下地区	(3,661) (3,660) 3,661 3,660			※ 7,156 7,300			26,199 26,718	7,772 1,436	産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 寺A地区 寺地区	(8,670) (11,738) 8,670 11,738	(2,851) (3,035) 2,851 3,035	(3,889) (4,151) 3,889 4,151	※ 8,192 7,800	※ 8,222 7,800	※ 3,686 2,500	108,801 125,607	1,573 3,225	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 船戸A地区 船戸地区	(16,105) (20,111) 16,105 20,111	(7,021) (8,261) 7,021 8,261	(2,321) (5,407) 2,321 5,407	※ 7,788 7,500	※ 7,846 7,500	※ 3,630 2,500	188,944 226,308	10,138 91,074	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 唐桑A地区 唐桑地区	(15,856) (17,129) 15,856 17,129	(349) (348) 349 348	(693) (691) 693 691	※ 5,292 4,800	※ 5,391 4,800	※ 1,616 1,500	86,919 84,926	3,023 6,233	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
雄勝地域 水浜A地区 水浜地区	(38,110) (48,357) 38,110 48,357	(5,214) (6,429) 5,214 6,429	(575) (952) 575 952	※ 4,930 4,500	※ 4,797 4,500	※ 3,646 1,500	215,005 247,965	22,043 95,229	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 分浜A地区 分浜地区	(15,482) (17,221) 15,482 17,221	(824) (1,353) 824 1,353	(2,454) (2,451) 2,454 2,451	※ 4,799 4,600	※ 4,919 4,600	※ 1,758 1,500	82,668 89,117	31,849 55,671	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 波板A地区 波板地区	(5,070) (6,926) 5,070 6,926	(1,460) (1,553) 1,460 1,553	(984) (1,245) 984 1,245	※ 3,018 2,600	※ 3,011 2,600	※ 1,599 1,300	21,271 23,664	1,673 23,723	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 小滝A地区 小滝地区	(538) 538			3,300			1,775	138	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 大指A地区 大指地区	(2,505) (10,339) 2,505 10,339	(554) 554	(257) (431) 257 431	※ 4,472 3,400	※ 3,400	※ 2,094 1,100	11,740 37,510	1,161 3,620	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 小指A地区 小指地区	(2,124) (12,718) 2,124 12,718	(312) 312	(823) (3,195) 823 3,195	※ 5,148 3,700	※ 3,700	※ 1,898 1,400	12,497 52,684	24,536 26,000	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
北上地域 相川A地区 相川地区	(28,716) (37,810) 28,716 37,810	(3,196) (3,613) 3,196 3,613	(7,415) (12,041) 7,415 12,041	※ 4,165 3,800	※ 3,639 3,800	※ 1,546 1,400	142,688 174,265	24,967 30,776	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 小泊A地区 小泊地区	(4,953) (9,090) 4,953 9,090	(55) 55		※ 4,127 3,600	※ 4,309 3,600		20,678 32,922	39,159 37,538	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 大室A地区 大室地区	(11,620) (27,255) 11,620 27,255	(112) (420) 112 420	(678) (2,999) 678 2,999	※ 4,146 3,500	※ 4,127 3,500	※ 1,436 1,300	49,616 100,761	7,512 8,334	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 小室A地区 小室地区	(7,218) (12,900) 7,218 12,900	(434) (636) 434 636	(230) (1,441) 230 1,441	※ 3,973 3,600	※ 3,971 3,600	※ 1,477 1,300	30,744 50,603	139,051 137,813	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 白浜A地区 白浜地区	(18,277) (23,792) 18,277 23,792	(2,728) (2,973) 2,728 2,973	(2,015) (2,678) 2,015 2,678	※ 4,764 4,300	※ 4,831 4,300	※ 1,647 1,500	103,575 119,107	3,302 9,672	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 長塩谷A地区 長塩谷地区	(13,492) (15,999) 13,492 15,999	(468) 468	(6,331) (6,815) 6,331 6,815	※ 4,815 4,200	※ 4,682 4,200	※ 1,563 1,400	77,059 78,702	15,714 48,965	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
北上地域 立神A地区 立神地区	(13,541) 17,431 13,541 17,431	(119) 119	(2,648) 2,886 2,648 2,886	※ 4,812 4,200	※ 4,200	※ 1,472 1,400	69,053 77,750	2,896 3,049	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 月浜A地区 月浜地区	(27,846) 34,048 27,846 34,048	(912) 1,359 912 1,359	(5,774) 9,818 5,774 9,818	※ 5,669 5,500	※ 5,728 5,500	※ 3,193 1,800	181,514 212,411	4,811 32,820	産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 吉浜A地区 吉浜地区	(35,091) 39,901 35,091 39,901	(346) 475 346 475	(11,477) 11,982 11,477 11,982	※ 4,615 4,300	※ 4,730 4,300	※ 1,921 1,600	185,614 192,788	370,307 363,953	産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 追波A地区 追波地区	(55,865) 61,225 55,865 61,225	(1,642) 5,333 1,642 5,333	(17,725) 21,609 17,725 21,609	※ 4,749 4,700	※ 4,690 4,700	※ 1,769 1,600	304,373 347,397	42,808 39,562	産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 二丁谷地A地区 二丁谷地地区	(15,730) 16,344 15,730 16,344		(1,380) 1,376 1,380 1,376	※ 4,876 4,500		※ 1,777 1,700	79,149 75,887	244,365 262,212	産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 釜谷崎A地区 釜谷崎地区	(18,669) 23,942 18,669 23,942	(1,334) 1,334	(7,393) 7,389 7,393 7,389	※ 5,507 4,300	※ 5,545 4,300	※ 3,230 1,700	134,098 121,248	5,549 27,663	産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
北上地域 橋浦大須・行人前A地区 橋浦大須・行人前地区	(5,359) (6,872) 5,359 6,872		(882) 882	※ 5,941 5,700		1,700	31,839 40,670	1,801 43,568	産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 女川A地区 女川地区	(975) 975				4,300		4,192	21,422	産業復興と併せ、今後検討を行う。
牡鹿地域 小網倉浜・清水田浜A地区 小網倉浜・清水田浜地区	(17,793) (28,185) 17,793 28,185	(6,229) (8,967) 6,229 8,967		※ 3,354 2,600	※ 3,358 2,600		80,602 96,595	41,763 101,607	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
牡鹿地域 大原浜A地区 大原浜地区	(20,402) (29,598) 20,402 29,598	(5,015) (7,943) 5,015 7,943	(3,915) (4,112) 3,915 4,112	※ 4,675 4,200	※ 4,737 4,200	※ 4,588 1,450	137,098 163,635	26,690 95,513	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
牡鹿地域 給分浜A地区 給分浜地区	(10,093) (27,273) 10,093 27,273	(3,658) (7,323) 3,658 7,323	(1,093) (3,180) 1,093 3,180	※ 3,923 3,500	※ 4,035 3,500	※ 1,573 1,400	56,076 125,538	2,421 229,887	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
牡鹿地域 小淵浜A地区 小淵浜地区	(13,204) (56,417) 13,204 56,417	(4,774) (11,264) 4,774 11,264	(416) (1,422) 416 1,422	※ 4,263 3,800	※ 4,308 3,800	※ 1,509 1,400	77,480 259,179	7,033 348,224	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
牡鹿地域 十八成浜A地区 十八成浜地区	(36,096) (40,253) 36,096 40,253	(15,270) (14,996) 15,270 14,996	(7,030) (7,807) 7,030 7,807	※ 4,334 3,900	※ 5,105 3,900	※ 1,515 1,400	245,040 226,401	3,881 61,242	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
牡鹿地域 鮎川浜A地区 鮎川浜地区	(67,340) (81,970) 67,340 81,970	(29,894) (30,175) 29,894 30,175	(1,470) (1,735) 1,470 1,735	※ 8,554 8,920	※ 10,466 8,920	※ 3,400 3,330	893,927 1,006,111	80,687 540,612	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
牡鹿地域 泊浜A地区 泊浜地区	(1,305) (5,081) 1,305 5,081	(216) (515) 216 515	(162)  162	※ 3,498 2,100	※ 3,262 2,100	※  1,000	5,270 11,914	982 2,036	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
牡鹿地域 谷川浜A地区 谷川浜地区	(23,771) (38,213) 23,771 38,213	(2,649) (11,082) 2,649 11,082	(1,965) (6,548) 1,965 6,548	※ 3,679 2,700	※ 3,766 2,700	※ 2,721 1,300	102,786 141,609	12,033 25,605	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
牡鹿地域 祝浜A地区 祝浜地区	(7,353) (7,576) 7,353 7,576	(893)  893	(4,828) (4,891) 4,828 4,891	※ 2,267 1,700	※ 2,266 1,700	※ 1,333 1,000	25,128 19,288	6,372	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
牡鹿地域 大谷川浜A地区 大谷川浜地区	(12,332) (17,935) 12,332 17,935	(4,244) (10,274) 4,244 10,274	(369)  369	※ 3,948 2,600	※ 4,058 2,600	※  1,300	65,904 73,823	3,152 25,033	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費 千円	建物等移転料 千円	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地			
	住宅用地	その他		住宅用地	その他				
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	千円		
牡鹿地域 鮫浦A地区 鮫浦地区	(6,413) (22,232) 6,413 22,232	(2,771) (8,765) 2,771 8,765	(440) (1,178) 440 1,178	※ 4,180 2,100	※ 4,263 2,100	※ 2,365 1,200	39,658 66,507	5,063 19,516	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
牡鹿地域 前網浜A地区 前網浜地区	(888) (5,383) 888 5,383	(397) (1,318) 397 1,318		※ 4,374 1,700	※ 4,368 1,700		5,618 11,392	30,396 36,885	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
牡鹿地域 寄磯浜A地区 寄磯浜地区	(933) (8,230) 933 8,230	(112) (5,821) 112 5,821	(271) (271) 271	※ 5,618 2,000	※ 5,594 2,000	1,000	5,868 28,373	1,480 25,078	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
南浜地区 A区域A地区 A区域									
計	(1,216,024) (1,660,273) 1,216,024 1,660,273	(217,337) (297,783) 217,337 297,783	(216,726) (269,177) 216,726 269,177				8,166,589 9,480,105	1,881,801 4,902,627 10,048,390 14,382,732	

(注) 1 「宅地等買取面積」欄には、上段括弧内に買取対象以外の土地を含む面積を記入すること。

※ 分譲地の分譲価格及び市場価格については、今後精査した結果変動する場合があります。

現時点の宅地買取単価は、各地区におけるH25.7.1時点の不動産鑑定価格を行った金額（平均値）を適用。

現時点の農地買取単価は、各地区におけるH26.1.1時点の不動産鑑定価格を行った金額（平均値）を適用。

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
本庁半島地域 <u>祝田A・B地区</u> 祝田地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>佐須A・B地区</u> 佐須地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>小竹浜A・B地区</u> 小竹浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>折浜A・B地区</u> 折浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>蛤浜A・B地区</u> 蛤浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>桃浦A・B地区</u> 桃浦地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>月浦A・B地区</u> 月浦地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>侍浜A・B地区</u> 侍浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
本庁半島地域 <u>荻浜A・B地区</u> 荻浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>小積浜A・B地区</u> 小積浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>牧浜A・B地区</u> 牧浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>竹浜A・B地区</u> 竹浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>狐崎浜A・B地区</u> 狐崎浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>鹿立浜A・B地区</u> 鹿立浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
本庁半島地域 <u>福貴浦A・B地区</u> 福貴浦地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
河北地域 <u>間垣A・B地区</u> 間垣地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
河北地域 <u>釜谷A・B地区</u> 釜谷地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
河北地域 <u>長面A・B地区</u> 長面地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
河北地域 <u>尾崎A・B地区</u> 尾崎地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>名振A・B地区</u> 名振地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>船越A・B地区</u> 船越地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>荒A・B地区</u> 荒地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>大須A・B地区</u> 大須地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>熊沢A・B地区</u> 熊沢地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
雄勝地域 <u>羽坂A・B地区</u> 羽坂地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>桑浜A・B地区</u> 桑浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>立浜A・B地区</u> 立浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>大浜A・B地区</u> 大浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>小島A・B地区</u> 小島地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>明神A・B地区</u> 明神地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>伊勢畑(丁目)A・B地区</u> 伊勢畑(丁目)地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>伊勢畑字A・B地区</u> 伊勢畑字地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
雄勝地域 <u>下雄勝(丁目)A・B地区</u> 下雄勝(丁目)地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>下雄勝字A・B地区</u> 下雄勝字地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>上雄勝(丁目)A・B地区</u> 上雄勝(丁目)地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>上雄勝字A・B地区</u> 上雄勝字地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>小淵A・B地区</u> 小淵地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>味噌作A・B地区</u> 味噌作地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>折下A・B地区</u> 折下地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>寺A・B地区</u> 寺地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
雄勝地域 <u>船戸A・B地区</u> 船戸地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>唐桑A・B地区</u> 唐桑地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>水浜A・B地区</u> 水浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>分浜A・B地区</u> 分浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
雄勝地域 <u>波板A・B地区</u> 波板地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>小滝A・B地区</u> 小滝地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>大指A・B地区</u> 大指地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>小指A・B地区</u> 小指地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
北上地域 <u>相川A・B地区</u> 相川地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>小泊A・B地区</u> 小泊地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>大室A・B地区</u> 大室地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>小室A・B地区</u> 小室地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>白浜A・B地区</u> 白浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>長塩谷A・B地区</u> 長塩谷地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>立神A・B地区</u> 立神地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>月浜A・B地区</u> 月浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
北上地域 <u>吉浜A・B地区</u> 吉浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>追波A・B地区</u> 追波地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>二丁谷地A・B地区</u> 二丁谷地地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>釜谷崎A・B地区</u> 釜谷崎地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>橋浦大須・行人前A・B地区</u> 橋浦大須・行人前地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
北上地域 <u>女川A・B地区</u> 女川地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
牡鹿地域 <u>小網倉浜・清水田浜A・B地区</u> 小網倉浜・清水田浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
牡鹿地域 <u>大原浜A・B地区</u> 大原浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
牡鹿地域 <u>給分浜A・B地区</u> 給分浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
牡鹿地域 <u>小湊浜A・B地区</u> 小湊浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
牡鹿地域 <u>十八成浜A・B地区</u> 十八成浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
牡鹿地域 <u>鮎川浜A・B地区</u> 鮎川浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
牡鹿地域 <u>泊浜A・B地区</u> 泊浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
牡鹿地域 <u>谷川浜A・B地区</u> 谷川浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
牡鹿地域 <u>祝浜A・B地区</u> 祝浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
牡鹿地域 <u>大谷川浜A・B地区</u> 大谷川浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
牡鹿地域 <u>鮫浦A・B地区</u> 鮫浦地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
牡鹿地域 <u>前網浜A・B地区</u> 前網浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
牡鹿地域 <u>寄磯浜A・B地区</u> 寄磯浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。
南浜地区 <u>A区域A・B地区</u> A区域	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示時期は平成24年12月1日)	A地区においては、住宅敷地等の買取を行う。 B地区においては、住宅敷地等の買取を行わない。

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。  
2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。  
3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定とし記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

## 8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

### (1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
— 小指・大指団地	— 水産業共同施設	— 施設面積 200㎡ 鉄骨造平屋建 1棟	— 14,916	— 14,916
— 釜谷崎団地	— 農業共同施設	— 施設面積 300㎡ 鉄骨造平屋建 1棟	— 7,458	— 7,458
計			— 22,374	— 22,374

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。  
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

### (2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考
—	—	—

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
動産移転料等実費相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動産移転料</li> <li>・ 移転雑費</li> <li>・ 事業実施に伴い仮住居等を要する場合の費用等 実費相当額を補助 (但し、80.2万円を限度とする)</li> </ul>	<small>千円</small> <u>207,466</u> 857,228	<small>戸</small> <u>391</u> 1,217	
計		<u>207,466</u> 857,228	<u>391</u> 1,217	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

※平成26年4月改正により補助限度額を変更した。

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	左の財源内訳							備考
					総事業費	補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
					千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地取得	24-29 24-26	/	1,941,639 2,029,144	/	/	/	/	/	/	
	住宅団地用地造成	伐採、切土等	24-R1 24-28	/	33,467,496 34,257,618	/	/	/	/	/	/	
	小計			○	35,409,135 36,286,762	16,576,883 16,572,587	35,001,045 35,835,546	30,625,914 31,356,102		4,783,221 4,887,707		※1
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	利子補給	26-R2 26-28	/	1,342,864 3,103,936	1,342,864 3,103,936	1,342,864 3,103,936	1,175,006 2,715,944		167,858 387,992		
公共施設整備	公共施設整備	道路、給水施設等	24-R1 25-28	○	9,910,836 10,335,104	4,347,334 4,358,077	9,910,836 10,335,104	8,671,981 9,043,216		1,238,855 1,291,888		※2
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り		24-R4 25-27	/	10,048,390 14,382,732	/	10,048,390 14,382,732	8,792,341 12,584,890		1,256,049 1,797,842		
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備		- 25-27	/	- 22,374	- 27,346	- 22,374	- 19,577		- 2,797		
移転費助成	移転費助成	移転費用	25-R2 25-28	/	207,466 857,228	207,466 857,228	207,466 857,228	181,532 750,074		25,934 107,154		
合計					56,918,691 64,988,136	/	56,510,601 64,536,920	49,446,774 56,469,803		7,471,917 8,475,380		

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。  
2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

- ※1 1. 残土運搬について、当初計画では計画地付近の元浜に搬入予定（1 km程度）であったが、元浜への搬入が困難となり、他所へ搬出（5 km～25 km）した事により運搬距離が大幅に伸び残土運搬費が増額となったため。  
2. 復興係数及び物価高騰により工事費が増となった。
- ※2 1. 高台に整備するため、道路・給水・排水延長が長くなる。  
2. 山間部の開発で宅地数が少ない等の理由により、公共施設率が高くなる。

(2) 住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡当たり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
計								

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
  - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
  - 3 1つの住宅団地候補地だけではなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
  - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
  - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
  - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

## (3) 年度別計画

事業の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 平成31年度	令和2年度 平成32年度	令和3年度 -	令和4年度 -	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
住宅団地用地取得及び造成	(727,351)	(1,545,781)	(7,861,284)	(12,207,648)	(5,018,652)	(4,530,702)	(3,303,334)	(214,383)	-	-	-	(35,409,135)
	(728,162)	(1,373,169)	(8,296,505)	(14,266,839)	-	-	-	-	(11,622,087)	-	-	(36,286,762)
	629,097	1,336,970	6,799,347	10,558,585	4,340,710	3,918,674	2,857,105	185,426	-	-	-	30,625,914
	627,153	1,182,686	7,145,636	12,326,518	-	28,234	-	-	10,045,875	-	-	31,356,102
住宅建設等助成			(12,189)	(175,893)	(272,584)	(370,818)	(340,981)	(111,543)	(58,856)	-	-	(1,342,864)
					(2,410,502)	(223,499)	(281,853)	-	-	-	-	(3,103,936)
					238,511	324,465	298,358	97,602	51,499	-	-	1,175,006
			10,665	153,906	2,109,189	195,561	246,623	-	-	-	-	2,715,944
公共施設整備	(176,782)	(155,006)	(2,067,547)	(3,166,597)	(1,244,755)	(1,514,356)	(1,496,269)	(89,524)	-	-	-	(9,910,836)
	(175,958)	(331,822)	(2,004,828)	(3,447,542)	(2,879,953)	-	-	-	(1,495,001)	-	-	(10,335,104)
	154,684	135,630	1,809,103	2,770,772	1,089,160	1,325,061	1,309,235	78,336	-	-	-	8,671,981
	153,963	290,344	1,754,224	3,016,599	2,519,958	3	-	-	1,308,125	-	-	9,043,216
宅地及び農地の買取り	(18,421)	(1,188,568)	(4,619,978)	(2,520,944)	(496,462)	(301,466)	(278,537)	(152,446)	(105,706)	(120,087)	(245,775)	(10,048,390)
	(18,389)	(1,188,654)	(4,619,979)	(1,348,729)	(265,082)	(516,138)	(6,425,761)	-	-	-	-	(14,382,732)
	16,118	1,039,996	4,042,480	2,205,825	434,404	263,782	243,719	133,393	92,492	105,076	215,056	8,792,341
	16,090	1,040,072	4,042,481	1,180,137	231,946	451,620	5,622,544	-	-	-	-	12,584,890
農林水産業基盤等整備				-	-							-
				(7,458)	(14,916)							(22,374)
				-	-							-
				6,525	13,052							19,577
移転費助成			(1,970)	(19,265)	(51,637)	(60,897)	(63,886)	(8,014)	(1,797)	-	-	(207,466)
					(507,842)	(211,861)	(116,290)	-	-	-	-	(857,228)
					45,182	53,284	55,900	7,014	1,573	-	-	181,532
			1,723	16,856	444,361	185,378	101,756	-	-	-	-	750,074
合計	(922,554)	(2,889,355)	(14,562,968)	(18,090,347)	(7,084,090)	(6,778,239)	(5,483,007)	(575,910)	(166,359)	(120,087)	(245,775)	(56,918,691)
	(922,509)	(2,893,645)	(14,935,471)	(19,265,726)	(6,078,295)	(951,498)	(6,823,904)	-	(13,117,088)	-	-	(64,988,136)
	799,899	2,512,596	12,663,318	15,705,944	6,147,967	5,885,266	4,764,317	501,771	145,564	105,076	215,056	49,446,774
	797,206	2,513,102	12,954,729	16,700,541	5,318,506	860,796	5,970,923	-	11,354,000	-	-	56,469,803

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額(復興交付金交付額)を記入すること。